平成 13 年第 4 回

高森町議会12月定例会会議録

平成 13 年 12 月 10 日 開会 平成 13 年 12 月 14 日 閉会



高森町議会

12月10日(月) (第1日)

平成13年第4回高森町議会定例会(第1号)

平成13年12月10日 午前10時00分開議 於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会(開議)宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

11番 杉永 竹範君

12番 甲斐 裁君

日程第 2 会期の決定について

(1)会期(5日間)

自 平成13年12月10日

至 平成13年12月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備考
12月10日(月)	本会議	提案・説明
12月11日 (火)	本会議	質疑・付託
12月12日(水)	休 会	各常任委員会
12月13日(木)	本会議	一般質問
12月14日(金)	"	委員長報告・討論・採決

日程第 3 議案第48号 高森町情報公開条例の制定について

日程第 4 議案第49号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

日程第 5 議案第50号 平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について

日程第 6 議案第51号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案)

について

日程第 7 議案第52号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)につ

いて

日程第 8 議案第53号 平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案) について

議案第54号 町道の路線廃止について 日程第 9

日程第10 議案第55号 町道の路線変更について

日程第11 議案第56号 町道の路線認定について

日程第12 議案第57号 熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約に ついて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1	番	野	中	謙	三	君	2	番	甲	斐	廣	或	君
3	番	後	藤	和	昭	君	4	番	甲	斐	正	_	君
5	番	藤	本	正	_	君	6	番	相	馬	俊	行	君
7	番	三	森	義	高	君	8	番	佐村	佐楢見		香	君
9	番	古	澤	豊	喜	君	1 0	番	佐	伯	金	也	君
1 1	番	杉	永	竹	範	君	1 2	番	甲	斐		裁	君
1 3	番	後	藤	英	範	君	1 4	番	児	玉	或	廣	君

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 今 村 博 信 君 入 役 有 働 和 幸 君 収 教 育 長 佐 藤 昭 也 君 総務課長 岩 下 生 人 君 総務審議員 佐 伯 秀 和君 企画観光課長 村 上 源喜 君 兼草部出張所長 住民生活課長 保健福祉課長 岩 下 昭 久 君 後 藤 秀 希 君 税務課長 岩 下 光 廣 君 農林振興課長 廣 木 冨 八 君 建設課長 辺 哲 郎君 水資源対策課長 芹 口 誓 彰 君 渡 高森中央出張所長 原 一 紀 君 野尻出張所長 夫 君 桐 住 吉 五. 収入役室長 岩 下 健 治 君 教委事務局長 山村 将 護 君 監查事務局長 冏 南 哲 也 君 行政係長 甲 斐 敏 文 君

財政係長 崎 みゆき 君 河

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 - 君

開会 午前10時00分

○議長(児玉國廣君) おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

〇町長(今村博信君) おはようございます。

平成13年第4回高森町議会定例会を開催いたしましたところ、各位には大変ご 多忙の中に、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平成13年も第4回議会閉会をもって、平成14年度の予算編成に取り組むこととなります。今日、世間は、変革・激動・激化のまっただ中にあります。これを踏まえ、行政執行を的確にとらえ、公共的機能を具現化し、情報を積極的に展開、透明化を図り、住民福祉の向上にさらなる努力を重ねてまいる所存でございます。議員各位の賢明なるご指導、ご協力を懇願するものでございます。

本日、提案いたしております議案10議案でございます。慎重審議の上、ご決定 賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

○議長(児玉國廣君) どうもありがとうございました。

ただいまから、平成13年第4回高森町議会定例会を開会いたします。 これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(児玉國廣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番 杉永竹範君、1 2番 甲斐 裁君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(児玉國廣君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長(甲斐正一君) おはようございます。

議会運営委員会に付託されてありました平成13年第4回定例議会の会期につきましては、本日12月10日より14日までの5日間と決定しております。以上、報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月10日から 12月14日までの5日間と決定しました。

○議長(児玉國廣君) お諮りいたします。

本日、提案されております議案第48号から議案第57号までは、本日は提案の みとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第57号までにつきましては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

日程第3 議案第48号 高森町情報公開条例の制定について

○議長(児玉國廣君) 日程第3 議案第48号、高森町情報公開条例の制定について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

〇町長(今村博信君) 議案第48号、高森町情報公開条例の制定について、提案理由 を説明申し上げます。

国においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が、平成11年5月7日に衆議院議員本会議で、全会一致で可決され、本町においても、このような国及び地方団体の動向に鑑み、職員による作業部会の設置、また、広く町民の意見を聴取するため、要綱の制定を行い、10名の情報公開懇話会による検討がなされ、第1章総則、第1条の目的から、第4章雑則、第25条の委任までの条例を制定することとしました。

特に、本町の本条例の特徴といたしまして、前文を設け、本条例の理念を明らかにし、その中で、町政は町民の信託により行われており、町が保有する情報は、本来、町民のものであることを明確化、これら情報は原則公開であり、個人のプライバシーに最大限配慮、町政の諸活動に町民が積極的に参加できる環境を整え、公正で開かれた町政を目指すこととしました。また、条例で町民の知る権利を保障し、説明責任を全うすることとしました。特に、本町におきましては、開示請求は町民に止まらず、何人をもとし、情報化の進展や生活圏の広域化に対応するものとし、

非開示条項については、原則的に国・県に習い、なるべく非開示は最小限に止める ことといたしました。

なお、開示に関する費用負担は、手数料は無料とし、複写や郵送の実費のみと考えております。

情報公開審査会に不服申立の審査のみならず、条例のあり方に関する嫌疑の機能 を賦与し、審議会としての位置付けを行い、審査会は行政文章の内容を直接見分け して答申ができる権限を持ち、単なる付属機関に止まることのないように配慮した 内容としました。

町は情報公開制定の総合的な推進を図るため、情報提供施策の実施を進め、充実を進め、すでにこれまで文書管理改善に取り組み、これに並行して、行政文書の適切な管理により、一層努めることとし、その作業を行っているところでございます。

なお、提供者のための検索資料を用意するとともに、この制度の運用状況を毎年、公表を行い、開示対象文書は条例施行後の文書としていますが、それ以前の文書についても、整理のついたものは、任意による公開に努めたいと思っております。

また、本条例の運用につきましては、情報公開条例運用の手引きを作成し、本条例に対する職員の意識改善はもとより、町政に対する町民の信頼を確保し、町民生活の向上に寄与する所存でございます。

以上が、本条例の主な制定内容でございます。どうか、慎重審議を賜り、ご決定 くださいますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

日程第4 議案第49号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長(児玉國廣君) 日程第4 議案第49号、高森町一般職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長(岩下生人君) おはようございます。

議案第49号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

主な内容といたしましては、第17条の時間外勤務手当等に関する規定の適用除 外に選挙投票開票事務を加え、平成13年度人事院の給与勧告により、国の基準に 準ずるため、第18条の期末手当基礎額の12月に支給する率100分の160を 100分の155に0.05カ月間減額改正、このことについては、12月の期末 手当が本日でございますので、対応できないために、平成14年の3月の期末手当 で調整することとしています。

また、第20条に臨時職員または非常勤の給与については、予算の範囲内で別に 定めることを規定いたし、附則としまして、当分の間、民間における賃金との権衡 を考慮して、特別措置一時金として、平成14年3月に一律3,756円を基準日 に職員に対し支給するための条例改正であります。

どうか、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

日程第5 議案第50号 平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 日程第5 議案第50号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 議案第50号でご提案いたしました平成13年度高森町一般会 計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、役場庁舎エレベーター設置工事、学校統合に対応するための 道路改良工事設計費、繰上償還などの補正、及び社倉~蔵地線の道路整備事業に係 ります繰越明許費の設定などについて補正を行うこととし、総額817万2,00 0円を計上いたしております。

これを現計予算と合算いたしますと、52億7,634万4,000円となります。

第2表、繰越明許費の設定につきましては、町道社倉~蔵地線道路整備事業の年 度内完成が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3表、地方債の変更は、事業実施に伴う限度額の補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

町税は、確定申告に基づく税の決定額を計上しております。

地方交付税は、特別交付税分を昨年度の実績から約26%程度を見込んで計上しております。

災害復旧費国庫負担金は、公共土木災害査定後の事業費確定による減額であります。

農林水産業費国庫補助金は、小規模零細地域営農確立促進対策事業費補助額の決定に伴い、減額計上しております。

公営住宅建設費補助金は、入札実績による補助金の内示に基づき、減額しております。これによりまして、町債の方も減額補正しております。

県支出金の民生費県補助金では、重度心身障害者医療費給付、在宅老人福祉費、 高森保育園の特別保育事業など、事業実績見込みにより減額いたしております。

基金繰入金では、減債基金を取り崩します。これは、繰上償還実施に対応するための取り崩しであります。

雑入では、湧水トンネル公園入場賛助金及び幸子団地の間伐補助金、並びに全国 グラウンドゴルフ大会補助残を計上しております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

人件費については、4月1日の人事異動及び6月1日から児童手当支給対象者の 所得の限度額が上がったため、該当科目について調整を行っております。

総務費の財産管理費では、草部基幹集落センターが雨漏りしており、緊急に屋根 張り替え工事を行いますとともに、電算費では、電算財務会計に伴う納付書様式変 更に伴うものと口座振替のシステム変更委託料を、また、賦課徴収費では、来年度 から前納報奨金の廃止に伴う電算システム変更委託料を計上しております。

戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算化関連経費の組み替えを行っております。

民生費のやさしいまちづくり推進事業費では、役場庁舎にエレベーターを設置することとしております。これは2階での会議、イベント等にも多くの住民が参加できるよう庁舎のバリアフリー化を推進するものであります。

老人福祉費の委託料は、在宅介護支援センター小規模補助の事業実績見込みにより減額し、繰出金は、介護保険特別会計の繰出額の決定により、追加繰出するものであります。

衛生費の予防費では、65歳以上の高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種 の経費、及び合併処理浄化槽設置整備事業補助金の設置基数変更による増額分を計 上しております。

農業費の畜産事業費では、堆肥センターの用地購入費残を減額し、また、9月、11月と国内で発生した狂牛病により牛肉の需用が減り、畜産農家は多大な打撃を受けている現状ですが、その対策の一環として、南阿蘇畜産振興推進協議会の呼びかけに対応し、地元産の牛肉を学校給食に利用することにより「地域で生産された安全、安心の牛肉」をPRし、消費拡大を図るための予算を計上しております。

農林業地域改善対策事業費では、農機具備品購入の入札残を減額しております。 土木費の道路橋梁費では、永野原~河原線の横断排水工事、学校統合に対応する ための改良工事設計費を計上しております。

住宅費は、入札残を計上しております。

教育費では、スクールバス運転士退職によります臨時運転士の賃金、学校統合に 伴います高森小学校校舎点検委託料、公民館費の公共的施設事業補助金を計上して おります。

公共土木設置災害復旧費では、査定後の事業費決定による経費を計上し、また、 管理用車両として補助対象となります軽ジープの購入を予定しております。

公債費につきましては、肥後銀行より借り入れております利率4.4%のものを、財政健全化策の1つして、3月に繰上償還するものであります。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げましたが、本議案につきまして、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

日程第6 議案第51号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案) について

○議長(児玉國廣君) 日程第6 議案第51号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長(岩下光廣君) おはようございます。

それでは、議案第51号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算案 第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,230万1,000円とするものです。

内容としましては、低所得者の保険税7割、5割、2割軽減分の保険基盤安定繰 入金を増額したものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお 願い申し上げます。

日程第7 議案第52号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 日程第7 議案第52号、平成13年度高森町介護保険特別会 計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

〇保健福祉課長(岩下昭久君) おはようございます。

議案第52号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)について、 ご説明申し上げます。

今回、補正いたしました内容は、介護保険事業での施設利用者増による給付費等の増額補正を行うもので、歳入歳出それぞれ3,789万1,000円を追加するものであります。

このことにより、歳入については、国・県・町の介護負担金や第2号被保険者保険料に相当する支払基金からの交付金の増、さらに、第1号被保険者の保険料として不足が予定される分につきまして、県に設置してあります財政安定化事業より貸付を受けるものであります。

歳出につきましては、全額を保険給付費の介護サービス等諸費に充てるものであります。

以上、ご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定いただきますようお 願い申し上げ、説明を終わります。

日程第8 議案第53号 平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案) について

○議長(児玉國廣君) 日程第8 議案第53号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

〇水資源対策課長(芹口誓彰君) おはようございます。

議案第53号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算、款1水道費におきまして、臨時職員の社保負担金12万5,000円を役務費から共済費に組替するものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、説明といたします。

日程第9 議案第54号 町道の路線廃止について

○議長(児玉國廣君) 日程第9 議案第54号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長(渡辺哲郎君) おはようございます。

議案第54号、町道の路線廃止について、ご説明申し上げます。

今回、6路線の廃止をご提案申し上げております。整理番号29下町住宅通り線は、平成15年度より下町住宅建替え事業を計画しておりまして、それに伴い、廃止をお願いするものです。整理番号30下町・市下線、整理番号176日暮線、整理番号106山付線、整理番号126東赤羽根線、整理番号154下川走線、以上の5路線は、住民の生活道路としてより林道及び農道的要素があり、廃止をお願いするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定いただきますようお 願い申し上げます。

日程第10 議案第55号 町道の路線変更について

○議長(児玉國廣君) 日程第10 議案第55号、町道の路線変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長(渡辺哲郎君) 議案第55号、町道の路線変更について、ご説明申し上げます。

整理番号169戸ノ下線は、現在、認定されている路線は行き止まり道路であり、その解消のため、別紙図面に朱書しておりますよう町道取首~水迫線につなぐよう終点を変更するものです。整理番号12御矢村線も行き止まり路線であり、町道下森~冬野線に接続し、危機管理道路として整備するために終点を変更するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定いただきますようお 願い申し上げます。

日程第11 議案第56号 町道の路線認定について

○議長(児玉國廣君) 日程第11 議案第56号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

〇建設課長(渡辺哲郎君) 議案第56号、町道の路線認定について、ご説明申し上げます。

今回、7路線の認定をお願いいたしております。認定をお願いいたしております それぞれの路線沿いは、近年、宅地化が進み、住宅が増加しており、住民の生活路 線として、また、危機管理路線として整備する必要があり、町道の認定をお願いす るものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定いただきますようお 願い申し上げます。

日程第12 議案第57号 熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約 について

○議長(児玉國廣君) 日程第12 議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約 の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長(岩下生人君) 議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を 変更する規約について、提案説明を申し上げます。

これは、別表中の菊池地方農業共済事務組合、天草消防組合、天草中央衛生施設 一部事務組合、本渡市外三ヶ町斎場管理組合を削り、豊野村を豊野町に、下益城郡 四町村衛生施設組合を下益城郡四町衛生施設組合に、宇城八か町村清掃施設組合を 宇城八か町清掃施設組合に改めるものであります。

どうか、慎重審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案 説明といたします。

○議長(児玉國廣君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前10時30分

12月11日(火)(第2日)

平成13年第4回高森町議会定例会(第2号)

平成13年12月11日 午前10時00分開議 於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

	1	番	野	中	謙	三	君	2	番	甲	斐	廣	或	君
	3	番	後	藤	和	昭	君	4	番	甲	斐	正	_	君
	5	番	藤	本	正	_	君	6	番	相	馬	俊	行	君
	7	番	三	森	義	高	君	8	番	佐	佐楢見		香	君
	9	番	古	澤	豊	喜	君	1 0	番	佐	伯	金	也	君
-	1 1	番	杉	永	竹	範	君	1 2	番	甲	斐		裁	君
-	1 3	番	後	藤	英	範	君	1 4	番	児	玉	或	廣	君

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	今	村	博	信	君	収 入 役	有	働	和	幸	君
教 育 長	佐	藤	昭	也	君	総務課長	岩	下	生	人	君
総務審議員 兼草部出張所長	佐	伯	秀	和	君	企画観光課長	村	上	源	喜	君
住民生活課長	後	藤	秀	希	君	保健福祉課長	岩	下	昭	久	君
税 務 課 長	岩	下	光	廣	君	農林振興課長	廣	木	富	八	君
建設課長	渡	辺	哲	郎	君	水資源対策課長	芹	口	誓	彰	君
高森中央出張所長	桐	原	_	紀	君	野尻出張所長	住	吉	五.	夫	君
収入役室長	岩	下	健	治	君	教委事務局長	Щ	村	将	護	君
監査事務局長	冏	南	哲	也	君	行 政 係 長	甲	斐	敏	文	君

財 政 係 長 河 崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開議 午前10時05分 -----

〇議長(児玉國廣君) おはようございます。

人 (九五国)人 10165 7 C C V S

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

○議長(児玉國廣君) 日程第1 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

議案第48号 高森町情報公開条例の制定について

○議長(児玉國廣君) 議案第48号、高森町情報公開条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 1番 野中謙三 君。

○1番(野中謙三君) おはようございます。1番 野中でございます。

この高森町の情報公開条例の制定について、二、三ご質問させていただきます。 まず、第1点といたしまして、情報公開条例の本町の特徴として、町政の諸活動 に町民が積極的に参加できる環境を整えるというふうにうたってございますけど も、具体的にどういった形でこの条例を生かした形で取り組んでいかれるのか、そ の具体的な計画等があれば、それらを教えていただきたいというのが第1点。

それと、目的といたしまして定めてございますけども、やはり情報を公開するというのは、それなりの行政の説明責任を伴うものでございますので、説明責任をするということは、住民の方、町民の方に町政への積極的な参加を呼びかけるということにつながるかと思います。それに伴いましての具体的な計画、あるいはそういった方策等をお教え願いたいと思います。

次、第3点といたしましては、条例制定に伴います審査会が当然うたってございますけども、その審査会、委員が5人以内で組織するとございます。1人でも5人

以内になりますけども、そのへんの補足の説明、並びに、その審査会自体の会長はどういうふうになるのか、あるいは、審査会の運営はどういうふうにされるのか、 そういった規定がうたってございませんので、その審査会の内容、さらに、これを 詳しく書く必要がありはしないかという点でございます。それが第3点。

さらに、この条例制定する前の段階ではございますけども、懇話会が設置されておりましたけども、その懇話会の行政的な立場、どういう位置付けで懇話会というのがされておったのか、いろんな資料を見てみますと、懇話会等が情報公開条例を制定する以前に、懇話会を制定するような条例を打ち出して、懇話会を条例として位置付けをやった上で、情報公開条例の制定に向けての取り組みという形でされているのが一般的というか、私の調べた範囲では多うございましたので、その懇話会の位置付けが果たしてどうであったのか、これが第4点でございます。

以上、4つ、お願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) お答えいたしますが、第1点のこれの情報公開の取り組みで今後どうなっていくかということと、第2点の住民をこれにつきます住民のPR、あるいは、参加等、どうされるかということはちょっと関連がありますので、一緒に回答させていただきたいと思います。

当然、町の方は公開をやりますと、私達はオープンになりますが、今度は、住民の努力目標が当然出てくるというふうに解釈しております。そういうことで、これが終わりました後におきましては、高森町も当然、町条例というのが、私は必要ではなかろうかというふうな感じはいたしております。そう言いますのが、町はすべて開示しますが、今度はその開示によって、住民がそれにどう参加していくかというのが当然必要ではなかろうかという感じがいたしております。

そういうことで、現在、素案については、私達の方でも先ほど触れられました懇話会からもその話が出ておりますので、私達の方で現在、素案的には考えをやっております。そういうことで行っていきたいというふうに思っております。

それから、これの当然、これをつくりました後におきまして、住民の皆様方にわかりやすくなくてはなりません。公開とは何ぞやということが、当然出てきます。 それにつきましては、私達、説明の責務がありますので、早速条例制定が終わりまた後におきましては、まずもって冊子をつくって、住民の方々に公開条例の内容についての説明をキチッとやりたいというふうに思っています。当然、また職員による勉強会もやらなくてはなりませんし、そういうことも考えております。冊子につ きましては、これが終わりました後について、わかりやすいものをつくって、約4月から施行になりますので、その3カ月間の間にPRをやっていきたいというふうに考えております。

それから、審査会につきまして、一応5人でどういうふうなことになるかということになりますので、この審査会につきましては、一応規則の方に委ねまして、規則の方で会長の選任、あるいは任期、2年とか、そういう等の規則を定めてやるように予定をしております。その中で当然、会長等の選任はその中で規則の方でうたっていきますので、そちらの方でやっていきたいというふうに思っております。

それから、懇話会の位置付けの中でちょっとお話がありましたが、これにつきま しては、私達は一昨年の12年度の7月24日からこのことにつきまして、業務を 開始したわけでございますが、その後におきまして、その間につきまして、私達の 方では文書管理、公開するためにはまず、役場がどういうふうなことを私達、しな ければならないかということで、まず、条例改正も併せまして、現在の文書の整理 の仕方、あるいは、文書管理、それから情報公開をやるためには、どのような書類 を私達はキチッとしておくべきかというような、当然勉強もしなくてはなりませ ん。そういうことをずっとやっていきました中におきまして、議会の方からもちょ っとお話があったと思いますけれども、広く住民の意見も反映させた条例をつくっ てほしいというようなこともありましたので、平成13年4月に懇話会の要綱設定 を行いまして、5月23日に10名の方の委員さんを選任いただいております。当 然、その懇話会の中では、特に、今回いろいろ論議されたことにつきましては、1 つ2つ申し上げますと、例えば、私達は公文書というような通常使っておりますけ れども、公文書とは何ぞやということも懇話会から指摘されまして、これは、行政 文書に改めるべきじゃないかと、町が使っておる品物は、すべて行政文書というの が住民にわかりやすいとか、あるいは、町長が先だって提案の中で申し上げました ように、どこまでの方が開示をされる場合に、請求権を与えるかということで、こ れも懇話会の中では、何人もということに変えたらよかろうということで、かな り、懇話会の方でも厳しい意見をいただきまして、その内容は今回の諮問いただき ました内容の条例制定の中に反映されているというふうにご理解をしていただきた いというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) 1番 野中です。

ありがとうございます。

もう1つ、懇話会の行政的な位置付けですね、それが一つ、僕ははっきりしなかったものですから、それを再度確認したいと思います。

併せて、情報公開条例の制定した場合に、多くの自治体が併せて個人情報保護条例というのを併せてセットした形でやっておりますけども、今回の場合には、公開条例のみでされておりますけども、そのへんのお考えは今後、どうされるのか、それが1つ。

それと、本町の職員、この条例を制定するに当たり、本町職員が今まで制定してから研修するのではなくて、制定する以前の勉強会、あるいはそういったいろんな各課における文書管理も当然整理されてはおりますと思いますけども、その中にあって、どういった形での取り組み体制がとれておったのか、それが第2点。

さらには、先ほど総務課長もお話なされましたけども、条例、町の条規集がございますけども、この条規集の見直し、見直しというか、もう少し情報公開するということであれば、住民の方、あるいは、中学生ぐらいで内容が把握できるようなやさしい表現の仕方、そういったのが僕は必要に今後はなってくるんではなかろうかと思います。したがいまして、住民生活と直接関係する地域事業においての助成金のあり方はこうですよ、あるいは、指導要綱みたいな形で、こういった場合にはこういった形で指導しますよという、もう少し具体的に、中学生ぐらいでわかり、理解し得るぐらいの条規集みたいなものですね、そういったのも今後は当然、必要になってくるのではなかろうかと思いますけども、併せて、その質問の答弁をお願いいたします。

〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。

○総務課長(岩下生人君) まず、ちょっと前後いたしますかわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

はじめに、職員のことでございますが、職員は、当然お話がありましたように、 役場職員は一応ワーキンググループということで、職員の各課から14人選出して おります。その中で、作業をさせておりますし、課に偏らないように、各課に割り 振っておりましたので、当然、各課の方でそういう勉強会もされたものというふう に私は、その意見がここに出されておるというふうに、私はそういうふうに認識し ております。

それから、情報懇話会の、というのが、どうも見えていないということでございますが、これにつきましては、設置要綱をつくりまして、一応要綱の中で、委員さ

んの選任、あるいは委員の仕事、それから、委員会の中で、懇話会の中の作業の目的、そのへんをキチッと明記いたしまして、その要綱制定の中で、処理をされております。要綱でございますので、これに載っておりませんが、それにつきましては、私達、ちゃんとした公募をしておりますので、その中で処理させてやっていただいております。

それから、文書についての表現力でございますが、これにつきましては、懇話会からもかなり厳しい指摘もいただきました。その中で、なるべくわかりやすくということで、私達も努力いたしておりますが、何せ法律ということでございますので、一応これをどう皆さん方が解釈するかということはいろいろございますので、まだ現在、この条例制定が決まっておりませんが、高森町情報公開条例の解釈及び運用基準というのを私達はすでに100ページほどになりますが、現在、素案をつくっております。この基準によりまして、統一的な見解でこの運用に当たっていきたいということを考えております。

だいたいそういうことで、この条例ごとに、例えば、1条の中身はどうですよと、この運用についてはどういうふうなやり方をしなくちゃなりませんよと、例えば、先ほど、ちょっとお話がありましたように、個人情報のプライバシーのことは、これは個人のプライバシーに該当するのかしないのか、それにつきましては、マニュアルの中では、これはこういう意見がありましたと、これが、この第何条の第何項ではイエスなのかノーなのかということを全部図解をして、解釈を入れたいということで、現在、素案にはそういう解釈の仕方を持っております。

それから、先ほどちょっと言われました個人のプライバシーの問題の中で、それも当然、町の方ではつくるべきじゃないかということでございますが、一応今回につきましては、情報公開の中で、第7条関係にそのへんを入れておりますが、その注釈の中で、私達の中では、例えば、先だって、ちょっと申し上げたかと思いますが、基本的事項に関するものとか、あるいは、病歴とか、成績とか、いろんな問題が出てきます。だいたい、今現在考えておりますのが、6点ほど、それについては、マニュアルの中で、キチッとどういうことが個人プライバシーですよということで、当然、また、ほかに伴います個人プライバシーの条例をつくっている自治体もあります。しかし、現在、私達はこの制約の中で考えております。

もう1つは、戸籍は戸籍法の中でありますし、選挙は選挙の中でキチッとしたその中がうたってあります。法があります。それはそれで対応していくということで、現在、考えております。

ただ、往々にして、ご存じのとおり、私達の方で今電算でいろいろ出しておりますので、これの取り扱いについては、今後、私達も十分論議をしながら、個人プライバシーの保護につきましては、キチッとした形をとらえることは必要であるというふうな認識はしております。ただ、現在では、条例の中で対応していきますけども、ややもしますと、その中に安易な取り扱いができはしないかということで懸念もしております。それにつきましては、今後、私達も十分注意をしながら、必要であれば、そういう制約も当然やらなければならないと、自治体によっては、ご存じのとおりやっている自治体もあります。

そういうことで、お答えとしておきます。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) ありがとうございます。

できますならば、やはり個人の保護条例、やはりそれ、独立した形でしていただく方が住民の方にはわかりやすいんではないかと、そういうふうに考えております。

最後の質疑になりますけども、これもやはり懇話会の内容かとは思いますけども、特徴といたしまして、町民の知る権利、町民の知る権利というのは、憲法でも保障されておりますし、一番憲法の中で21条、表現の自由ですね、表現の自由というのがございますけども、そのへんの絡みで、懇話会等でどういった形で表現の自由を通した町民の知る権利を取得し、保障するという部分、どういう論議がなされておったの、その内容をお聞かせ願って、私の質疑を終わります。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) お手元に差し上げたかと思いますけれども、今回、私達の方では、よその自治体の往々にしますと、この条例をつくる時には、あそこの自治体のを参考にしようとか、ここのを参考にしようということになりますけれども、私達は、行政の方と相談しまして、一応素案は高森町独自に懇話会の方でもお話が出ましたように、町独自的な考え方で出発しようということで、まず、開示を基本にしたいということから、懇話会からはご提案いただきました。その中で、本町としましては、まず、開示が基本だと、どうか、ややもしますと、自治体によっては、まず、開示できることとできないことを先にしようということなるかと思いますが、うちの場合は、懇話会からご指摘がありました、まず、開示が原則というふうなことから一応入っていただきました。そういうことで、かなり幅広い開示の方法が自治体的にはできるんじゃなかろうかというふうに私もそういうふうに認識を

しておりますし、懇話会の方から出ましたのは、どこに指摘されるかというお話でありましたが、今言いましたように、まず、町独自、それから、住民の方にわかりやすくまずしてほしい、それから、言葉の使い方につきましては、先ほど言いましたように、そういう行政文書も公文書も行政文書に改めてほしいとか、いろんな字句語のお話もありましたし、そういう中で生まれたのが、今回の懇話会からも諮問いただきました公開条例の制定ということになったわけでございます。

そういうことで、ひとつ懇話会の方でもかなり厳しい意見もいろいろいただきま した中の条例でございますので、よろしくお願いしておきます。

- 〇議長(児玉國廣君) 8番 佐楢見誓香君。
- ○8番(佐楢見誓香君) 8番 佐楢見です。

この公開条例の中の第2章、5条から15条まで、これは、文書のみと私は受け取っておりますけれども、情報というものは、私は文書だけではないと思います。ほかに、ちょっと例を挙げてみますと、写真とか絵画とか、録音テープ、CD、物品、もちろん物品も入りますが、それから施設等、備品、施設等、これは、どうなるのか。だいたいこの条例から欠落しているんじゃないかなと私は見ておりますけれども、いかがなものでしょうか。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) この中では、文面で入れてありませんが、一応基本的には 私達の取り扱いの中では、それらしき言葉で、OCR的なやつも出しますよという ことで、公文書に変わる品物というふうなことで、一つ一つ入れてありませんの が、そういうふうな解釈で懇話会でもなっております。

申し上げますと、実施機関が職務上作成した図面、あるいは、電磁的記録、これは、電子的方式、あるいは、近くにおって認識できる方式、いろいろあると思います。その中で、町の発行している新聞、雑誌、書籍、いろんなものもあろうかと思います。そういうことを幅広く考えております。何々々て、具体的に入れますと、それしこしかできないということになってきますと、これもいろいろあろうかということで、文面的には、そのへんは書いてありますが、基本的には、懇話会でも出ましたように、電磁的な云々というふうな解釈の中にすべて入っているというふうにご理解していただいて結構と思います。

その中で、私が先ほどから申し上げておりますが、職員が、あるいは開示を受ける人が、そういうわからないじゃ困るということで、私の方では冊子を100ページの保存等をつくりたいと、その解釈の仕方、条文の解釈の仕方、これも運用、す

べて入れたものをつくりたいと、また、これができましたら、議員さんの方にも差 し上げたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(児玉國廣君) 8番 佐楢見誓香君。
- ○8番(佐楢見誓香君) もう1つ、実施機関として町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価、議会が最後に入っておりますけれども、議会の中の全員協議会、各委員会の公開というものは、どういうふうになりますか。これは、文書ではありませんけれども。
- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) これはあくまでも文書の開示でございますので、その日に 例えば、委員会をずっと見たいということであれば、それは、議長の判断というこ とになろうかと思います。委員会の会議録、これの開示については、当然、持って おられるところについては、開示の対象にはなるというふうにご理解していただき たいと思います。

ただし、それが個人的な、あるいは今後、高森町が事業をやる上において、非常 に困る場合、例えば、大きなプロジェクトをやる場合においては、先行取得何か出 てくると思います、土地の。そういう場合については、開示しないというような明 記もしてあります。その他の事項の中に。だから、当然、それにつきましては、先 ほどちょっと私が触れましたように、それが個人的なあれがあるのか、あるいは、 将来、町がそれを開示することによって、大きな不利益になる、あるいは、第三者 が特に、利益を被るとか、いろんな問題が出てくると思います。それにつきまして は、当然、開示制限の中で開示ができないというふうなことになろうかというふう に思います。基本的には、開示を基本といたしますけれども、今、申し上げました ように、大きなプロジェクト、例えば、高森町がこういう大きなものをつくると言 うた時に、もうそのようなものできるというふうになってきますと、地価が上がっ たり、あるいは、今後の道路をつくったりする場合も同じですが、地価の高騰、あ るいはいろんな問題が出てきますので、そういう点については、恐れがある場合に はついては開示しないことができるということです。その場合に、おそらく第三者 の方が不服申立が開示の中で出た場合に、今度は審査会の方で審査をしていただく と、なぜできなかという、その中で、今度は第3機関の中で開示ができない理由、 その方にキチッと出していくということになろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 8番 佐楢見誓香君。
- ○8番(佐楢見誓香君) はい、わかりました。ありがとうございました。
- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番 佐伯でございます。

情報公開条例の制定については、各全国の自治体の流れとして、南阿蘇の6カ町村内においても、この12月の議会でそれぞれ上程をされる町村がございますから、町村合併も踏まえた中で、やっぱりこの町はしていない、この町はしているというふうにバランスがとれないような状況ではダメだと思いますし、やはり、今、閉塞感がある地方政治の中で、住民の皆さん方がいかに地方政治に関心を持っていただくか、そのためには、やはり住民の知る権利というものをフリーに、皆さんがそういう権利を持っていながら、その権利を主張することができないということが、やはり住民政治参加型の政治が停滞してきた原因ではないかなと思います。

しかるに、そういうことで、情報公開条例というものは、今後の我々議員も含み、執行部も一緒なんですけれども、政治に対しての緊張感というものを持つ意味からすれば、大変これはいい情報公開条例であるというふうに私は認識はいたしております。

しかしながら、往々にして、先に情報公開条例をされているところとか、いろんな問題を抱えていらっしゃるところあたりのマスコミ等での報道を見ますと、首長、または議会議員の批判をするための情報公開の請求が多いように私は見受けております。何でそう見受けるかと申しますのが、やっぱり交際費の使い道とか、食糧費あたりの使い道等について、本当に厳しい意見が情報公開によって寄せられておるようでありますので、情報公開をするのであれば、これは、平成14年の4月1日から作成した文書とかに限るということでございますけれども、そうなれば、今回、情報公開を条例を制定するに当たり、我々が現在、利用いたしております食糧費並びにさまざまな費用弁償等についても、今後、改正をする余地があるものについては、並行して私は改正をしていかなければならないんじゃないかなと思っております。

そのあたりについて、総務課長の方がどのように、これは、特別職、いろんな職の報酬等の問題で絡んでくると思いますけれども、やはり情報公開する上においては、我々もやはり矛盾がある資質については、事前に改善をしておく必要があると思うのですが、総務課長等について、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) まず、第1点から申し上げますと、ご承知のとおり、今現在、開示している自治体では、非常に交際費の使途の関係がいろいろ論議されております。私達自治体の方でも現在、交際費台帳、私のところ、それから、議会事務局、それから教育委員会と、私が3冊あるというふうに認識しております。その記載の仕方につきましては、現在、その課、あるいは、局、事務局等でそれぞれ記載がされていますが、これも開示になってきますと、当然、公文書の規定の中に出てきますので、今度は、同じ統一をしておかないと、住民の中に出していく場合に、非常に困ろうかという感じがいたしております。そういうことで、この様式についても、今現在、今後3つ一緒の様式に合わせようということで、今、論議をしております。

その中で、開示の記載の仕方、開示のする場合においての記載の仕方というのも 当然出てきますので、町長部局ではこういう開示が、記載がしてある、片一方はこ うしてありますと言いますと、非常に住民もわかりづらいということで、それにつ きましても、書式を検討したいというふうに、今現在、私達は議会事務局に申し上 げておりますし、教育委員会の方にも申し上げております。

それから、もう1つ、食糧費のことになろうかと思いますけれども、これにつきましては、今現在、私達の方では、会議をやった時には何々会議、ほか何名ということで記載しております。ほか何名というのは、現在、公の文書で言っておりませんが、各会議の会議録には出ております。そこまで開示をするのかしないのかということにつきましては、プライバシー的な問題、先ほどちょっと出ましたが、あえてその方が食事を好んで食べたということにならんかと思いますので、その開示の仕方については、十分私達も今後、記載の仕方については、この3カ月間の間に、事務的にいろいろ論議してやらなくてはならないというふうに思っております。相手の方に迷惑を掛けるような開示の仕方を私達は考えておるわけではございません。よろしくお願いしておきます。当然、議論をしなくてはならないと思います。

〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 今、総務課長の方から交際費の書式とか、食糧費の開示の仕方とかについて答弁をいただいたわけなんですけれども、私が言っているのは、食糧費については違うわけなんですね。会議次第では、食糧費を出さなくてもいい会議、午後からの会議等については、食糧費は当然出てまいりませんし、午前中からある場合についても、もしかしたら、それを一般的に見れば、必要ないんじゃない

かなというふうな会議もございます。しかしながら、遠方から来られた方達、ご存じのとおり、高森町の面積は大変広うございますから、30分、40分かけて来られる委員さん達もいらっしゃいますから、その人達に対して、やはり11時20分、30分ぐらいまでかかれば、やっぱり食料を、弁当でも出してやらなければ仕方ないというふうには思っておりますが、一般の皆さん方から見れば、やはりそこあたりが無駄じゃないかというふうな指摘を受けるんですね。やはりその時に、食糧費のあり方について、私は考えるべきじゃないかなと思っております。

費用弁償あたりについては、やっぱりその日、暇暮らしをして出てこられますから、費用弁償は必要であると思うんですが、ただ、食糧費について、どのような認識で取り扱っていくのか、やっぱり今後も食糧費というものは設定していかれるのかどうか、やはり私は今、こういうふうに情報公開条例ができた時点で、小さい話のようでございますが、こういうふうな食糧費ついても、会議を年間に何十回も何百回もすれば、かなりな金額になってまいりますから、この食糧費のあり方についも、私は考えていかなければ、後々はこれは大きな問題、小さなことでございますが、大きな問題になってくるんではないかなと思っております。

それと、交際費の書式を検討するということでございますが、これは、町部局と議会部局なんてというのは、書式を検討して、書式を一定に揃えても、往々にして違う場合がございます。お互い政治活動でもあるかもしれませんが、公務でもある、しかしながら、やっぱり公務であっても、微妙に、交際費の使い方というものはやはり違ってくるものだというふうに考えております。ですから、書式の設定だけじゃなくして、やはり交際費のどこにはどういうふうにして出せるんだ、どれには出せないんだというふうな、そういうふうな規則等じゃないんですけれども、了解を得られるような形の決まりというものは、私は必要じゃないかなというふうに考えております。

ですから、総務課長は、書式の検討とか、開示の仕方とか言われるけれども、それの元々の根本をもう少し私は考えていただかないと、後々小さなことかもしれませんが、これが大きな問題となってくるんじゃないかなと、地域の中において。そのように考えておりますので、その点について、再度、食糧費の開示の仕方じゃなくして、食糧費のあり方について、そのものの認識はどういうふうに持っておるのかということをお聞きいたしたいと思います。

それとあと1つなんですが、今から先、いろんな事業をやってまいります。文書を開示する中において、いろんな事業に対して補助金等を出したり、助成金、ま

た、事業費等を組んでくる、それに対して、その事業効果を見るために、住民側から情報公開条例を利用した形で文書の開示を要求されてくると思います。

しかしながら、私は、これについては、執行部側よりの話をいたしますが、イベント、いろんな補助事業、いろんな予算事業をやった場合において、住民側がそれに参加をしておれば、あえて役場に来て、情報公開をお願いする必要は何もない、私はそのように考えております。

問題は、そのイベントとかいろんな事業を起こす前の段階の起案の段階の文書に対しての私は関心度を高めていただきたい。どういう目的で、どういう結果を望んで、このような事業を組んだのかということに対して、住民の皆様方に私は関心を持っていただきたいと、そのように考えておるわけなんですが、そのあたりで、あくまでもその結果論だけを皆さん方が言われて、いろんな要求、批判をされる、その場合に対しての今度は、受ける側からちゃんとしたそれに対する答えというものを出せるような体制づくりは今後どうやっていかれるのかということを合わせてお聞きをいたしたいと思いますので、食糧費の問題から、今の事業効果の問題について、総務課長さんにお伺いをいたしたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) ただいまのご指摘がありました食費の関係でございますが、阿蘇郡の12カ町村の総務課長の会議の中でも、ちょっと私も資料をお願いしていただいた経緯がございますが、非常にこれはバランスがとれておりません。例えば、日当的には、一例をとりますと、高森町の議会議員さんの日当と私が知っております阿蘇町・一の宮、いろいろ見てみますと、かなり日当が高森町は低いと、そういうこともあります。その差というのはどこから出ているかと言いますと、会議等の弁当が片一方にはそちらの方に初めから入っておると、こちらには入っていないというようなことじゃなかろうかということで、これにつきましては、昨年、ちょっと見直しをやりたいということで、ちょっといろいろ私の方もいたしましたが、ちょうど文書公開の方も出ましたので、その中で、何とか改善をしなくちゃならないというふうに思っております。

先ほど、今言われましたように、時間的な問題もあろうかと思いますけれども、 日当をどうしていくのかということで、ただ、阿蘇郡では高森町はちょっと低いと いうようなご認識でいいと思います。と言いますのが、まだ、私達、会議の中で、 食料の提供をやっているということで、それにつきましては、私もそれが日当が低 いのは、そちらの方にうちは食糧費が出してあるかというふうな認識で現在おりま す。しかし、今後は、住民の方々にそのへんが特に、関心の度合いが高いところではなかろうかと思いますので、そのへんについては、この3カ月間の間にもう一回 やっていきたいと、それについては、私達も考えておるところでございます。

その中で、1つ出ました交際費の支出関係の要項等云々と言われましたけれども、これにつきましては、町長、あるいは議長、教育長の方々が必要とされる交際費でございますので、私の方でこれをここにこれしこにしろと、これはちょっと支出はどうですかというのは、いささか私の方で申し上げることではないというふうに私は理解しております。これは、交際されますそれぞれの役職の方が必要とされるところに出しておられますので、それにつきまして、私がどうのこうのということは、ちょっと差し支えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今出ましたように、補助金関係のところで、終わった後の開示、いろいろあろうかと思いますが、わかりやすく申し上げますと、本年の4月から一例をとりますと、本町では、今まで副議長さんがおっしゃっておりました入札後の発表だけしかしておりませんでした。500万円以上がどこがとったんですよということで、住民は今までしてありましたが、これも公開条例が始まります前に、私達も1年前ぐらいからやっていこうということでなりましたのが、入札の関係ですね、一番わかりやすいのは入札と思います。以前は、指名はその業者でいいですよというのは、こちらが指名しましたととりましたけれども、現在は、指名はその業者を何でその業者を指名したのかというようなことも、今現在、やっております。例えば、第何条の第何項と何号を使って指名をしたんですよと、で、その中で今度は、だけじゃなく、今度は予定価格をその中で発表したのもその一例かというふうにご認識していただきたいと思います。

そういうことで、私達の中でも開示の仕方につきましては、そういう体制づくりももうすでにやっているというふうにご理解していただきまして結構と思います。 その中で、特に、今申し上げましたそういう補助金の支出の中で、いろいろ出てくる可能性というのは、当然、私達も予期しております。がために、文書の管理関係もキチッとやろうということもやっておりますので、そのへんはどういう形で今後出てくるかということも予測もしなくちゃなりません。この3カ月間の間に、この100ページほどありますが、これにつきましても、十分職員にも熟読させながら、住民にもわかりやすくしながら、また、開示ができないことはできないということを私達もキチッとしなければならないというふうに思っております。

ちょっと答えにならなかった点があるかと思いますけど、よろしくお願い申し上

げます。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 非常に今からかかっていく情報公開条例でございますから、いろんなマスコミ等で見ておれば、こういうふうになるのかなというふうには頭の中では想像はつくですけれども、いざ、本町のことになりますと、どのように進んでいくかというのが何となく、まだ、消化不良のような気がいたしてなりません。ですから、まずは、やっぱりやってみなければ、現状において、住民側がどういう動きをされるのかということはわかりませんし、臨機応変的に、それに当たりながら、徐々に情報公開条例というものを整理をしていかなければならないものだというふうに私は考えております。

ただ、やはり情報公開をする側の心構えとして、住民側がやっぱりいろんな関心を持ってくる場合においての慌てない工夫というものが、私は大変必要ではないかなと思います。いろんな団体、いろんな会社等でいろんな仕事をやっております。その仕事をやっている時点においては、何も問題がないように思うんですが、終わったあとに、何らかの問題が出てくると、そこはどこに出てくるかというのは、一番厄介な人、また、一番周りで言われれば、あそこはあの人はうるさいよ、厳しいよという人に限って、その人に対するいろんなミスが出てくるんですね。ですから、あいたと思うんですけれども、やはりそういうことがないようには、どういうふうに形でするのかということを私達は心構えとして持っておかなければならないと思います。一番間違ってはならない場所を間違っていたりするんです。その当時は、そこは何もないように全員がもう何もないという形で済ませておるんですけれども、いざ、終わったあとになりますと、あってはならないところに限って、そういういろんな要求、また批判をかうようなことが往々にして見受けられると、それがやっぱり現実であるというふうに考えております。

ですから、情報公開条例をする上において、やっぱり職員も踏まえ、庁舎内の職員の心構えも踏まえ、能力も踏まえて、議員自らもやはり考えていかなければならないと思うんですね。ここは、大変広い面積を持っております、高森町は。ですから、地域的・地理的にも大変平等にいってくださいと言っても、平等にいけない場合がございます。山東部とこの平坦地を平等にいけと言われても、やはり車で乗る頻度、または、ハンドルを切る回数等についても、かなり違ってくる、やはり町中に住んでいるようには山東部に住んでいる皆さん方はそんなに楽じゃないんです。そこあたりをやはり見る方から見れば、町民は全部平等じゃないかと言われてくる

と思うんですよね。だから、そこあたりで、なぜ、平等だと言われるけれども、若 干なりとは少しは違うんですよという形で報告する場合に、それに対して自信を持 って、答弁ができるのかという私は役場職員、または議員サイドのちゃんとした勉 強能力というものが必要になってくるというふうに私は考えます。

開示の仕方について、体制づくりをされると言われるけれども、私は、開示の仕方の体制づくりよりも、やはり開示をした場合についての接客能力等についても、私は十分必要になってくると思います。ですから、そのあたりについて、ただ頭がいいだけじゃなくして、やはりその人が何を本当にほしがっているのか、相手の目を見て、心が読めるような職員教育というものも私は必要になってくると思いますので、その点については、能書きだけと昨日から言っておりますけれども、最初の前文だけで満足することなくして、やっぱり中身を十分に理解していただけるような職員教育というものも私はしていただきたいと思います。

それと、総務課長の方から交際費については、必要としてそれぞれが必要として支出されることだから、あまり言うことではないということでございますけれども、やはり出るところは総務課長の方からだと思いますので、最終的には、その当たりについては、ある程度自分としての筋というものは一本持っておかれないと、私はそれぞれが違う出し方をしてくれば、見る人は一人ですから、その矛盾についてつかれてきた時にどう答えるかということを私は持っておかれないと、大変な目にあわれるんじゃないかなと思います。

議会事務局長の方にもお願いいたします。総務課長は何も言わないということで すから、自信を持って議長の方の協力をしていただきたい。

それは、最後に申し上げておきますが、何はともあれ、情報公開条例、住民の皆さん方が地方政治に関心を持たれる一つの手立てでございます。これは、住民が政治に対して批判をするための一つの材料でもございます。批判を受けた場合に対して、それぞれがそれに怒ることなくして、足下をもう一度見直すような形で、速やかにこの閉塞期間を乗り切れるような行財政、または、地方自治の確立を願っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長(児玉國廣君) これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり] ○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第49号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(児玉國廣君) 議案第49号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第50号 平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 議案第50号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 甲斐廣國 君。

○2番(甲斐廣國君) 2番 甲斐でございます。

私は、農林振興課の節の中に狂牛病対策、販路拡大のために補正が組まれております。28ページですね。まず、中身も大事ではありますけれども、もう1つ、私達も牛を養っておりまして、これ、1頭で済むのかという気持ちでおりましたところ、3頭目が出まして、非常に泥沼化しつつある状況でございます。

各団体もでありますが、政府も大変対応に苦慮されておるようでございますし、 もっと大変なのは、現場の農家でございます。今、高森町の給食ですね、これは、 事務局長にお尋ねいたしますけれども、高森町の学校の給食は、全然牛肉を使って おらないのか、そこへんをちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

- **〇議長(児玉國廣君)** 教育委員会事務局長 山村将護君。
- **〇教育委員会事務局長(山村将護君)** 自席からお答えいたします。

本町の給食につきましては、使用部位が、例えば、脳とか、目とか、そういうと

ころは常識的に給食には使いませんので、何ら関係ありませんから、牛肉を使用しております。

- 〇議長(児玉國廣君) 2番 甲斐廣國君。
- ○2番(甲斐廣國君) 高森町の給食では使っておるということで、安心をいたしておりますけれども、だいたい私達も安全とは、世界一の検査体制ができましたので、安全だということで、自信は持っておりますけれども、まだまだいろいろ情報等、聞きますと、非常に混乱をするような情報が流れております。おそらく大変まだ長引くんじゃないかというふうに思っております。

これは、私も農林振興課長にもお話をいたしましたけれども、一応対応策は10月の市場の分については出ておるというふうなことで、農家の方にも安心しろというふうなことを言っておりますけれども、長引いた場合に、これ、大変なことになりはしないかと、もう牛養いはもう完全に諦めなければならないというような状況になりはしないかと思っておりますので、長引いた場合の対応策、農家救済について、町長さんのお気持ちをお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 今、全国的に牛海綿脳症ということで、言葉も狂牛病ということは、行政的には使うなというようなことでございますけれども、これはもう本当に我々行政といたしましては、畜産基地であるこの阿蘇は、牛が売れないということでなれば、これはもう大変なことです。それを何で拡大しなきゃならないかという活動を我々はやはり給食ということに全面的に持っていこうという行政的に話し合いをしているところでございます。

その対応といたしましては、やはりいろいろな作物関係等々も考えなければなりません。これは、米・野菜・牛肉ありとあらゆる方面で考えなくちゃなりませんけれども、やはりそこにおいて、今一番何が心配かということになりますと、やはり今、行政的に使うことのできない情報的、市場で使っています狂牛病というものを私は最大の問題点として取り上げていかなければならないと考えておるところでございます。

補助等々につきましては、国の責務であると、まずは、農林水産省に対して、私達行政といたしましても、また、議会といたしましても、やはりその牛を生産する方々、この人達の補填保障をどう考えているかということを私は大いにやっていきたいと考えておるところでございます。

- 〇議長(児玉國廣君) 2番 甲斐廣國君。
- ○2番(甲斐廣國君) ありがとうございました。

これは、農家も一緒になりまして、行政と議会一緒になりまして、この問題については、やっぱり国民誰しも農水省の判断の誤りからこうなったというふうに私も考えておるとろでございます。長引けば、本当に大変なことになりますので、今、町長さんの決意もお伺いいたしましたが、一緒にやって、国の責任、そして、農家の救済、そういうことを是非やってほしいなというふうに思っておりますので、よろしくひとつお願いをしておきます。

以上でございます。

- ○議長(児玉國廣君) 他にございませんか。10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 10番 佐伯でございます。

今回の補正予算につきましては、総額的には、総務課の方で一生懸命予算の取り扱いについて考えられた結果であるというふうに考えております。評価は十分いたしますが、その歳出の内容について、いくつかちょっとここはなというふうなところがございましたから、ご質問をさせていただきたいと思います。

今、2番 甲斐議員さんの方から狂牛病対策についてということで、町長さんの方にご質問がございました。大変、これは我々高森町においても、第一次産業、これ、基幹産業でございます。畜産農家、または、様々な農業生産をやっているこの高森町については、長引けば由々しき問題になってくると思います。

しかしながら、今から先、農家それぞれが考えなければならないことというのは、やはり今、町が情報公開条例を提案されておりますけれども、やはり農家の個人個人もやはり我が家の農業生産物に対しての情報を消費者に対して公開する時期がきておるということであると思います。消費者に対して不安を抱かせないような生産体制というもの、また、生産方法というものを消費者に対して教えていく責任というものが今後の農家に対しても出てきたんだと、それを私は農家の皆様方に認識をしていただきたい、そのように考えております。農業に対しては、輸入自由化等があった時にもやはり海外の農産物と国内の農産物の安全性の違い等について、産地と消費者の連携を図ろうということで、産直制度が生まれて、今、どんどんとそれが活躍をいたしております。

今度におきましても、やはり狂牛病、これはいかにして生産をしてきたのか、いかにしてその牛を育ててきたのか、その育てる内容を、今後は畜産農家が消費者の皆様方にお知らせして、自分のところの牛肉、または、いろんな豚肉、鶏肉等につ

いての安全性というものを消費者に皆様方に教える責任というものが、農家の皆様 方に出てきた、そのための手助けというものは、行政側が私はする必要があるとい うふうに考えております。

しかしながら、やはり補助金つけということに対しては、アメリカ等からの批判を受けておりますから、やはり補助金等でその所得の補助だけをするのが、私は目的ではないと思っておりますから、今後について、いろんな対策等についての会議がある場合においては、商品のブランド化、また、生産をする上においての情報の公開制、また、消費者に対する安全性の報告、そのあたりを十分踏まえた中での協議をしていただきたい、そのように考えております。

それについては、農林振興課長、いろいろ会議があっておると思いますから、その件について、今までの会議等での話し合いの内容等でもお聞かせいただければ、 後ほどお願いをいたしたいと思っております。

それと、30ページの商工振興費で、これはちょっとした金額なんですが、報償費の3万円というものが商工業永年勤続者表彰副賞購入残額というものが出ております。これは、商工会に永年勤続表彰、要するに、商店に永年勤続された方に町の方から副賞をやられる場合においての残額であったというふうに思うんですが、これも私はちょっと平等性から見ればおかしくなってくるような気がいたします。

商工会はこういうふうにして、商店に長年勤めておれば、表彰があり、永年表彰というものがあって、副賞までやられるんですが、じゃあ、農家の皆さん方は生まれながらにして、農家をずっとこの厳しい中でやってこられた方達、ずっとがんばってきたんだぞという人達に対して、どのような功労の仕方をやっておるのか、そういうことを考えれば、私はこのような表彰というものは、商工会組織が組織として私はするべきことであるというふうに私は考えておりますけれども、その点について、町長さんの方でお考え等を今後、情報公開が出てくれば、農家の皆さん方からもそのへんについての平等性、問われる恐れがあると思いますが、お聞きをいたしたい、そのように考えております。

それと、教育長なんですが、今回、これは土木費の中に入っているんですが、通 学路整備測量設計業務委託ということで1,300万円組んでございます。これに ついて、この趣旨というものをお聞かせをいただきたい。通学路整備測量設計業務 委託というものが、今まで東小学校・中学校が学校統合し、スクールバスを走らせ る際においては、このような予算を計上された記憶が私にはございません。ですか ら、今回、このような予算を組まれた理由というものを再度お聞きをいたしたいと 思います。

以上です。

それと、33ページの教育費の中で、高森小学校校舎体育館施設調査委託料ということで550万円組んでございます。この550万円の内容について、どういう理由で、施設調査委託をされるのか、雨漏りが激しいのか、それとも、学校統合をした場合において、この学校を統合小学校として利用しようと思って、調査をされるのか、その点について、まずはお伺いをいたしたいと思っております。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) ここにあげております永年勤続表彰の購入の残額ということでございます。今、商工会の方の商店街においても、また、商店会においても、大変厳しい時代になってきているのは事実でございます。そこに、高森町の商業振興のために、永続記念ということで、会社、あるいは地域に貢献したということで、今までにこのような永年勤続表彰というものを組んでおったということでございます。

今後についてはどうかということでございます。また、対比するところの農業についてはどうかということでございますけれども、農業生産の方におきましては、私の知る限りでは、野菜振興等々において表彰等、県の方でやっているということでございます。この点につきましても、今後、商工発展のために寄与するということで、十二分に議員の皆様方のご理解も得たいと考えておるところでございます。以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- **〇教育長(佐藤昭也君)** 自席から失礼いたします。

第1番目の通学路整備測量設計業務委託ということでございますけれども、今、 試行としてバスを走らせているわけでございます。そういうところからも考え、また、将来、3校統合ということになりますれば、通学路の安全をさらに確保してい くために、こういう予算を計上したわけでございます。

2番目の高森小学校校舎体育館施設調査委託料におきましても、築後24、5年、高森小学校が経っておるというようなことで、再度、統合に向けての準備というようなこともありまして、耐強度の検査をして、さらに、安全な校舎等を目指していきたいというつもりで予算計上をいたしたわけでございます。

以上でございます。

〇議長(児玉國廣君) 農林振興課長 廣木冨八君。

O農林振興課長(廣木冨八君) 9月10日、千葉県で発生しました牛海綿状脳症につきましては、国も遅ればせながら、いろいろとその対策を打ち出しております。まず、価格補填の問題、それから、つなぎ資金の需要調査、それに伴います貸付等を打ち出しております。

そこで、南阿蘇畜協さんの管内の各町村の課長、集まりまして、実は、畜協の理事さん方から価格補填について、町村も支援していただけないかというご要望がございました。これにつきましては、価格補填はちょっとややこしいんですが、BSEの発生前におきましても、市場価格の28万円を下った牛との差額については、価格補填してまいっております。それに加えまして、今度のBSEの対策として、新たに国が32万円を下回った場合は2万5,000円の価格補填で上乗せをすると、それと、熊本県の価格基金安定協会、県は独自でこれはやっておりますが、この基金、今まで積み立てた基金を取り崩して、それに1頭当たり1万円の上乗せをすると、合計すれば、高い補填で8万円近くなる計算となります。

価格補填につきましては、これで十分だとは思いませんが、町村自体がこれに上乗せするということは、個人的なものになりかねないんじゃないかということで、それはちょっとやめた方がいいんじゃないかと、他の方法を考えるべきということで、行政としては、消費拡大について審議いたしました。

そこで、いろいろ意見出ましたが、地産地消、地元で採れた農産物については、 地元で消費するというのが、今後の農政の課題でもありますし、また、安心安全な 肥後の赤牛を子供さん達に食べていただくということは、ふるさとの味を覚えてい ただくことにもつながりまして、今回、このような計画を6カ町村立て、6カ町村 12月議会に予算計上している状態でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) ありがとうございました。

狂牛病対策については、今、農振課長の方から地産地消ということで、なるべく その産地で消費をするようにということでございますが、なかなかやっぱり当町に ついても、人口の流出というものがありまして、なかなかこれだけ大きな農業地帯 でございますと、この農業地帯から出されたものを地元で消費するということは、 かなり困難、そのためには、やはり大消費地に対して、どのように安全性をうたっ ていくかということが私は必要になってくるというふうに考えております。

ですから、先ほどから申し上げますように、どのようにして、この牛は育てられ

た、何を食べさせて育てたんだ、そのような情報をどんどん消費者、大消費地に対して発信をしていく、そういうふうな方法しか、私はないのではないかと、そのように考えております。

今まで畜産事業に対しましては、公社営事業から公団事業、様々な事業等があり まして、いろいろな設備充実もあり、牧野改良等も進んでおります。その中で、じ やあ、地方自治、または地方の地方税、または国税に対しての貢献度はどうかとい うことを考えますと、私はやはり他の職業に比べますと、税金の納入面について は、所得税の特例法等がございまして、地方税、これだけ厳しい中においての貢献 度というものは、他の産物と比べれば、かなり低いものがある。しかしながら、日 本の耕地を支えておる、堆肥による国内の農地の保全、また、草地の保全等につい ても、かなりの貢献度があるということから、これは、仕方ないとだと思います が、やはりもうぼちぼち自立をする時期に来ておると、私は考えておりますから、 情報の発信等についての私は応援等は行政はすべきではあると思いますが、今、課 長が言われたように、これ以上の手助け、お金による手助けということになります と、結果論だけに終わってしまいますから、もう少し中身の見直しというものを農 家の皆様方にしていただけるように、そういうふうな協議を進めていただきたい。 牛については、基金協会もございます。様々な協会がございますから、その中にお いて、一生懸命英知を絞っていただいて、日本の畜産が継続していくようなことを 私は努力をしていただきたいということを望んでおりますので、よろしくお願いを いたしたいと思います。

それから、町長さんの答弁で、農家の皆さん方については、野菜振興協議会というものがあるということなんですが、野菜振興協議会の中身というものをよくご理解であればわかると思うんですが、野菜振興協議会というものは、往々にして、だいたい農協をオンリーで使っている方、それか、生産部会等に入っていらっしゃる方、その方達に限定をされてくると思います。自家産で一生懸命系統を利用せず、自分の家で努力をされて、この厳しい農業情勢を乗り切っていかれる方達は、大半は農協を利用されずして、自分でがんばっていらっしゃる方達、その人達は、野菜振興協議会にはほとんど私は加わっていないと思うんですね。ですから、そこから見れば、商工会みたいに普及率100%近い皆さん方が商工会に加盟されておると、そこの中で表彰するのと、野菜振興協議会で表彰するのとでは、やはり末端までの満足度というものは、私はないものだと思っております。

ですから、その不公平感というものが一般の農協を頼らずして、一生懸命やって

いる皆さん方は僕は出てくるものだと、それに、生産部会がない産物をつくっていらっしゃる方達、その人達も野菜振興協議会には加わっていらっしゃいません。ですから、そのあたりについても、私は詳細に調査をしていただいて、不平等感が出ないような形は僕はとっていただきたい。そのように考えておりますので、野菜振興協議会の内容については、おそらく農振課長しかご存じでないと思います。どのような方達が野菜振興協議会に加わっていらっしゃるのかということを、それはご報告をいただきたい。

それと、教育委員会の教育長が言われました通学路の整備測量設計業務委託については、執行しているバスを、現在、試行されておりますバスなんですが、3校統合をにらんでということで言われましたけれども、学校を高森の現在の小学校をあくまでも起点終点としてのバス路線の設計業務委託であると思うんですが、そうなりますと、やはり町内の方がかなり問題になってくると思います。立ち退きまで考えられるのか、そういうふうな問題も出てきますし、まだ、上色見・下色見辺りの意見も完璧にまとまっているというふうには私は聞いておりません。

ですから、ちょっと何か準備等はしなければならない、鶏の卵が先か、それとも鶏が先かという問題だと思うんですが、並行して進ませるべきでもある、それなりの根拠を持っておく必要でもあるというふうに考えておりますけれども、私個人的にはあんまり起点終点を限定してされるということに対しては、満足をいたしません。ですから、その点について、今後の推移等を見ていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、大変難しい問題でございます。教育長についても、日ごろから大変頭を悩ましていると思うんですけれども、この件について、本当に将来的な展望というものをお聞きをいたしたいと思います。

これは、高森小学校の校舎・体育館施設調査委託料の550万円と一緒でございます。統合するために、550万円の調査委託をいたしまして、もし、今の21世紀の新しい教育、環境教育、総合教育をする上において、配置または建物の性質等を調査したところが、これでは全然ダメですよということで、2億円ほどの改修費用がかかった場合に対して、それがいいのか、改修工事を単独で起債を起こして、一般財源からする方法がいいのか、それとも、55%国・県からいただいて、統合小学校を新しく建てるのがいいのか、そこまで考えられるつもりがあるのかどうかということもあわせてお聞きをいたしたい、そのように考えております。

以上です。

〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。

〇教育長(佐藤昭也君) 自席からお答えいたします。

最初の件でございますけれども、起点終点につきましては、私は一応学校の方は バイパスの方からバスが入れるような状態には考えておりますけれども、子供達の 体力、そういうことから考えますと、起点終点は、また別の場所がいいんじゃない かなというような考えも持っております。これにつきましては、今後、教育委員 会、町当局、議会、交通対策特別委員会の方々とご相談をしながら決めていきたい というふうに思っております。

2番目のご質問でございますけれども、非常に難しいご質問でございまして、私 としましては、耐強度検査をしまして、2億円も3億円もというようなお金がかか るならばというようなお話でございますけれども、これはやってみなくてはわかり ませんけれども、将来的にずっと長く考えるならば、いろいろと考えていかくなく てならないだろうと、現在のところ、耐強度検査を待たなければわかりませんけれ ども、私としましては、十分しばらくは使えるんじゃないかなという思いを持って おります。

以上でございます。

- ○議長(児玉國廣君) 農林振興課長 廣木冨八君。
- ○農林振興課長(廣木冨八君) 野菜振興協議会につきましては、10番さん、ご指摘のとおりでございます。野菜振興協議会の表彰規定につきましては、熊本県の野菜振興協議会組織自体でできた経緯について、行政と経済連、農協さんの連携のもとにできた組織でありますので、表彰につきましては、地域貢献賞、それに部門賞、功労賞、諸々ありますが、基本的に、農協さんの組合員さんからということになっております。

10番議員さんのご指摘がありました他の農家の方に対する貢献についての表彰につきましては、町の表彰規定にのせることができれば、町長さんともご相談申し上げのせたいと思いますし、それがなければ、独自のものもつくっていかなければならないと思います。

以上でございます。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** はい、ありがとうございます。

住民の平等性、いろんな公平性を考えれば、商工会あたりの永年勤続を続けていくという考えであるならば、農家についても、私は考えていかなければならない。 様々な業種に対して考えていかなければならなくなるんじゃないかな、そのように 考えております。長く続けていただく、こういうふうな厳しい、明日がわからないいろんな事業がございます。その中において、一生懸命工夫をされて、身体を使われて、町を守っていかれる、我が家を守っていかれる方達に対しての表彰を続けるということであるならば、公平に公正に、いろんな職業に該当するような表彰規定と、また副賞等についても考えていただきたいと、そのように考えております。それか、それが複雑であるならば、もう元も子もやめてしまうか、そこあたりまで私は考える必要があると、そのように考えております。

それと、教育長が今お話をされた件なんですけれども、非常にこれは難しい問題だというふうに私も認識をいたしております。どちらに進むかわからない、その中において、ただ言われてから動くんでは遅過ぎると、しかしながら、言われる前に動くのじゃ、また、無駄な支出になる可能性もあると、そのような中で、こういうふうな予算を組むということは、本当にいいものか悪いものか、私も住民の意見として、本当にまとめた形でいっていいものか、まだ、自分も自信がございません。

しかしながら、私が今まで教育の方でいろんな教育の現場、社会教育の方で、いろんな皆さん方と話をしてきた中においての経験とその中からのいろんな意見を参考に考えますと、スクールバスの運行をする場合の道路の安全性を確保するための設計委託についても、今は中学校の生徒が乗っております。高森小学校では、現在、一番遠い方はおそらく4キロを超していらっしゃる。その方は毎日親が送り迎えをされておるのが現実でございます。ですから、やはり小学校の統合を踏まえて、スクールバス路線の調査をされるのであるならば、やはりこれは試行と言われるのならば、小学校の生徒も何らかの形で現状乗せていただけるように工夫をしてもらう必要があったんじゃないかな。4キロでございますよ。うちの近所が来年ぐらいから入学すると思うんですが、そこあたりが2キロございます。

波野小学校・中学校は、どうなっているか。この前、阿蘇郡内の正副議長研修会でお邪魔をいたしましたが、中学校の横に統合小学校が建設をされ、そこにスクールバスが乗り入れされておりますが、中学校の生徒は自転車通学、小学校の生徒がスクールバス使用でございます。ですから、やはり体力のできた中学校の生徒はその程度でいいんでしょうけれども、やはり諸般の安全性、いろんな都市部のいろんな犯罪、発生率を見ますと、小学校・中学校を問わず、スクールバスにおいて、安全に登下校させる義務が行政側にあると思いますから、波野村のやり方がいいか悪いかということは、他の行政でございますので、差し控えさせていただきたいと思いますが、しかしながら、やはり今、教育長が言われたスクールバスを試行されて

おると言われるのであるならば、あくまでも3校統合を前提としたスクールバスの 試行であるのならば、現状4キロ以上ある小学生についても、私は乗せておく必要 があったのではないかなと、そのように考えております。その中から、乗せること によって、小学校まで行くことの道路の不便さというものを調査すれば済むことで あったというふうに私は考えておりますので、その件については、後ほど、皆さん 方とご協議をよろしくお願いいたしたいと思いますし、この件については、教育委 員会の一つの課題としてとらえていただきたい、そのように考えております。

それと、小学校の校舎・体育館施設調査委託料については、私ははっきり申し上げまして、現在の統合審議会の、以前の統合審議会の答申では、移転の問題も出されておりましたが、現在の各校区内での統合の話し合いにおいては、この移転の問題が何となく薄くなってきておりますから、それ以上のことは申し上げませんけれども、もし、この移転の問題が各校区から持ち上がった場合において、それに対処し得るような体育館の施設調査委託であるというふうに私は認識をいたしたいと思いますから、その点について、莫大な補修費用がかかるとか、莫大な施設の設備費用がかかるとかという場合については、ちょっとお考えを改めていただけるようにお願いをいたしたいと思いますけれども、教育長においては、今後、学校教育に対して、足下をもう少し見ていただけるようなことでお願いをいたしたいと思いますけれども、いかがなものでございましょうか。

- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- ○教育長(佐藤昭也君) 学校の移転改築のことだろうと思いますけれども、このことにつきましては、3校統合可能ということになりますれば、各校区、建築対策委員会等々を、各校区ごと設けていただきまして、論議をしていただくならばと考えておりますし、移転改築ということになりますと、教育委員会の私の範囲内ではないというふうに思っておりますけれども、そういう努力はしていかなくてはならないと考えております。

以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) 1番 野中です。

1点だけお伺いします。31ページの工事請負費の色見環状線の6,000万円の減額と合わせて、道路災害費が2,000万円ちょっと減額されておりますけれども、この減額された理由と、今後の見通し、それと、当初予算から上がっておりしまた環状線ですので、地元への説明をどうされるのか、以上、これだけをお答え

願います。

- ○議長(児玉國廣君) 建設課長 渡辺哲郎君。
- ○建設課長(渡辺哲郎君) 31ページの工事費の減額についてご説明申し上げます。 議員さん方もご承知のように、ああいった事情によりまして、入札が2カ月延び てしまいました。色見環状線につきましては、10月発注予定で計画いたしており まして、今までずれ込みますと、これ、橋脚の工事を今年度予定しておりました。 それで、コンクリート工事になりますと、養生をすれば安全だというふうに判断し ますが、やはり最善の安全性を確保するために、冬場にはコンクリート工事をさせ ない方がいいという判断で、今回は来年の橋脚工事に使える工事用道路とした形で 橋の改修のところまで改良するというふうに6,000万円の減額をいたしており ます。

それから、災害復旧の工事費の減額ですが、これは、当初9月におきましては、 査定の申請額によって、工事費を出しておりました。査定が終わり、決定いたしま したので、その決定額により工事費が出ましたので、その分減額させていただいて おります。

以上でございます。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) 環状線の今後の計画は今お聞きした、あと少し詳しくお聞きして、あと、こういった当初予算から変更した場合に対しての地域住民への説明というのは、僕は必要だと思いますので、そのあたりはどう検討されるかをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(児玉國廣君) 建設課長 渡辺哲郎君。
- **〇建設課長(渡辺哲郎君)** このことに関しましては、一応今ご指摘がございましたように、各駐在員さんを通して、周知を図っていきたいと思っております。

工事につきましては、そういった事情でございますので、ご理解をいたたぎたい と思います。

○議長(児玉國廣君) これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、各常任委員会 に付託することに決定いたしました。 ----

○議長(児玉國廣君) お諮りいたします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。ただいま11時25分になろうとしております。35分に再開をしたいと思います。

-----休憩 午前11時25分 再開 午前11時35分

〇議長(児玉國廣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第51号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 議案第51号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正 予算(案)についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第52号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 議案第52号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算 (案)についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありません

か。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、文教厚生常任 委員会に付託することに決定いたしました。

議案第53号 平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)について

〇議長(児玉國廣君) 議案第53号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正 予算(案)についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、建設経済常任 委員会に付託することに決定いたしました。

議案第54号 町道の路線廃止について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第54号、町道の路線廃止についてを議題といたします。 本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 野中謙三 君。
- ○1番(野中謙三君) 1番 野中です。

町道維持管理は大変、大変だとは思いますけれども、町道の認定に当たっての基準があれば、その基準を示していただきたいと思います。町道の認定の基準ですね、あれば、なければよろしいですけれども、やはり生活道路として使う道であれば、やはり町道として認定ていかなければならないし、その生活路線ではない、いわゆる林道、農道としての要素が強い場合には、やはり林道、農道としての整備が望ましい、これは当然かと思います。ただ、やはり町道認定に当たっては、今までの歴代の議員さん、あるいはその役場の職員の方々がそれなりにその都度論議されて町道に認定されている路線だと思います。したがいまして、今回、廃止路線が6つほどございますけれども、その中にあっても、そういう経緯があったのではなか

ろうかと思います。そのへん、踏まえまして、その基準等がございましたら、お願 いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 建設課長 渡辺哲郎君。
- ○建設課長(渡辺哲郎君) 町道の認定についての基準といいますか、そういった分は ございません。ですけど、一応判断材料として、今までとらえられてきた分につき ましては、部落道あたりであれば、改修して町道にお願いするという形で、幅員3 メートル程度というふうな申し合わせ事項みたいな分が以前はあったように記憶し ております。

以上でございます。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) はい、ありがとうございます。

幅員3メートル、これは、単なる申し合わせでございまして、道路法にもそういうのはうたってございません。したがいまして、確かにそれなりのルールをつくった上での申し合わせといいますかね、そのルールの一部分ではなかろうかと思います。

ただ、私、地元といたしまして、日暮線が廃止されるということで、一応調べましたけれども、昭和61年に9月の請願書を出していただいて、そして、61年の12月の本議会で認定されております。その中で、当時の建設委員長の議事録を見ますと、やはり日暮線は、経済道路として今後、期待される道路であると委員長報告がなされておりました。たまたまですけれども、その当時議長が2番議員で、かなり前から議員されておるなと、つくづく思いましたけども、これは余談でございますけども、そういう経緯がございましたので、やはりその時の議員さん、あるいは執行部の方がそういう決定をされたということは、それなりの認識があったのかと思いますので、単純に廃止するということではなくて、この際、請願書が出されておるということであれば、他の路線もそうですけども、地域への説明会、あるいは相談でもいいんですけども、そういった説明、説明責任を行政の執行部としてもっていただけるならと、そういうふうに思っておりました。情報公開条例の制定に関しましても、やはり説明責任というのが執行部の重要な役割だと思いますので、そのへん、こういう路線廃止する場合においての地元への説明等を、今後、どういうふうに考えていかれるのかもお聞きしたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 建設課長 渡辺哲郎君。
- ○建設課長(渡辺哲郎君) 今回、廃止をお願いしております路線は1路線を抜きまし

て、生活路線という視点に立ちまして、見直しを進めさせていただきまして、農道 的、林道的に取り扱ったがいいんじゃなかろうかというふうにこちらの方で判断さ せていただきました。

今、お話にありましたように、地域住民に対する説明あたりは、今回は行っておりません。今後につきましては、いろいろ検討はさせていただきたいと思います。

○議長(児玉國廣君) 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、建設経済常任 委員会に付託することに決定いたしました。

議案第55号 町道の路線変更について

○議長(児玉國廣君) 議案第55号、町道の路線変更についてを議題といたします。 本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、建設経済常任 委員会に付託することに決定いたしました。

議案第56号 町道の路線認定について

○議長(児玉國廣君) 議案第56号、町道の路線認定についてを議題といたします。 本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、建設経済常任 委員会に付託することに決定いたしました。

議案第57号 熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について

○議長(児玉國廣君) 議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更 する規約についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 10番 佐伯金也 君。

- ○10番(佐伯金也君) これは、質疑になるかどうかちょっと私も不明なんですが、これは、10の村が10の町になったことに対しましての規約の改正でございまして、これは、阿蘇広域の方でもこれは出ておりました。そちらの方の提案では、もうその日に可決をいたしましたので、できれば、今回、質疑等、受けていただきまして、今日、採決をとっていただいた方があえてこれを委員会に付託する必要は、その時間的なところからすれば、無駄なような気がいたします。それよりももう少し質疑をするところはしてということでやっていきたいと思いますので、できれば、本会議中に質疑をしていただきまして、本会議で採択まで進ませていただきたいということで、お願いをいたします。
- **○議長(児玉國廣君)** ただいま、10番 佐伯金也君から本日決定してはどうかとい う動議が提出されました。

この動議に賛成の方がいらっしゃいますか。

「「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) この動議は賛成者がありますので、成立しました。

それでは、議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを本日決定することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、本日採決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。

よって、この動議は可決されました。

それでは、議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規 約については、本日決定したいと思います。

本案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、熊本県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第2 休会の件

○議長(児玉國廣君) 日程第2 休会の件についてを議題といたします。

12日は休会となっております。なお、12日は各委員会となっておりますで、 よろしくお願いをいたします。

○議長(児玉國廣君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで 散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時45分

12月13日(木)(第3日)

平成13年第4回高森町議会定例会(第3号)

平成13年12月13日 午前10時00分開議 於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第5号 WTO交渉における貿易ルール等の確保に関する意見書に ついて

日程第2 一般質問について

議	席	指	名	事 項	要旨
1	番	野中	謙三	1 平成11・12・1 3年の一般質問のその 後	1 今までの質問答弁に対しての 行政的施策全般について
5	番	藤本	正一	1 市街地区及びその周 辺の活性化と危機管理 の取り組みについて	 非常時を考えた道路整備について 市街地空洞化による高齢者対策について JT跡地の活用について
				2 牛海綿状脳症問題に ついて	1 牛肉の消費拡大について 2 畜産農家に対する保護対策に ついて
				3 道路改修の取り組み について	1 地域住民の意向を反映させた 計画はできているのか
1 ()番	佐伯	金也	1 質の高い行政事務・ 職員教育を目指して	1 将来、地方分権の普及により 広範な住民サービス制度が必要 になってくるが、職員の行動・ 企画・実行力が試される時、職 員採用の方法・基本理念をどの ように持って庁舎内を運営して 行くのか
				2 将来に向かっての教	1 自然あふれる教育環境は他の 地域では、なかなかまねの出来

育全般の姿

ない、このすばらしい環境をど の様に教育に生かして行くのか

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

謙三 1 番 中 君 2 番 斐 廣 國 君 3 番 藤 和昭 君 番 甲 斐 正一 君 後 4 番 藤 正 俊 行 5 本 _ 君 6 番 相馬 君 7 番 \equiv 森 義高 君 8 番 佐楢見 誓 香 君 豊 君 9 番 古 澤 喜 君 1 0 番 佐 伯 金 也 甲 君 1 1 番 杉 永 竹 範 君 1 2 番 斐 裁 1 3 番 後 藤 英 範 君 1 4 番 児 玉 國廣 君

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

長 今 村 博 信 君 入 役 働 和 幸 君 収 有 教育 長 佐藤 昭 也 君 総務課長 岩 下 生 人 君 総務審議員 佐 伯秀 和君 企画観光課長 村 上 源 喜 君 兼草部出張所長 住民生活課長 保健福祉課長 岩 下 昭 藤 秀 希 君 久 君 後 下 税務課長 岩 光 廣君 農林振興課長 廣 木 冨 八 君 建設課長 辺 哲 郎君 水資源対策課長 誓 彰 君 渡 芹 \Box 高森中央出張所長 桐 原 一 紀 君 野尻出張所長 住 吉 五. 夫 君 収入役室長 岩 下 健 治君 教委事務局長 山村 将 護 君 行 政 係 長 甲 斐 監査事務局長 团 南 哲 也 君 敏 文 君 財政係長 河 崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開議 午前10時00分

O議長(児玉國廣君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがいまして、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

日程第1 意見案第5号 WTO交渉における貿易ルール等の確保に関する意見書に ついて

○議長(児玉國廣君) 日程第1 意見案第5号、WTO交渉における貿易ルール等の 確保に関する意見書についてを議題といたします。

職員の議案の朗読をさせます。議会事務局長 色見隆夫君。

- 〇議会事務局長(色見隆夫君) [意見書案朗読]
- O議長(児玉國廣君) 本案につきまして、趣旨説明を求めます。提出者を代表されまして、4番 甲斐正一君。
- ○4番(甲斐正一君) おはようございます。4番 甲斐です。

WTO交渉における貿易ルール等の確立を求める意見書、ウルグアイ・ラウンド合意後の世界の農産物需給を見ますと、途上国においては、食料不足が拡大しており、農産物貿易の恩恵を受けているのは、一部の国や貿易を独占する多国籍企業にすぎません。現在も8億人の飢餓・栄養不足に苦しむ人々がおり、加えて、中長期的には、地球温暖化や砂漠化による農地の減少など、世界の食料需給が逼迫することが予想されます。

こうした中で、開かれるWTO交渉において「農業分野を含めた一層の自由貿易の推進」の方向が示された場合、国内政策の目標としている食料自給率向上や国内 農業の維持が困難になり、食料の安定供給や環境保全にも大きな影響を与えるもの となります。

よって、国会及び政府に対し、人類の生存に不可欠な食料の安定供給を確保し、 様々な国や地域で多様な農林業が共存できる貿易ルールを確立されるよう、政府に おかれましては、WTO交渉に臨むよう求めるものであります。

この趣旨を十二分ご理解いただきまして、速やかにご決定いただきますようお願いたしまして、趣旨説明といたします。

○議長(児玉國廣君) 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案は、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、意見案第5号、WTO交渉における貿易ルール等の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第2 一般質問について

- ○議長(児玉國廣君) 日程第2 一般質問を行います。 順番に発言を許します。1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) おはようございます。1番 野中謙三です。

私は、今回、今までに何度か一般質問させていただました中で、その総括という 形で一般質問の反省を踏まえまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の方にお伺いをしたいと思います。

昨日、熊本県議会の方、傍聴に行きまして、草村県議が最後の方におっしゃられました塩谷知事に向かって、「やるならやる、やらんならやらん。できるならできる、できんことはできんとはっきりそういった指針を示してくれ」と、最後の言葉が非常にやはり行政的責任の重みではなかろうかと、そういうふうに痛感いたしました。

その中にあって、今回、最初に町長にご質問させていただきます中で、私はずっと活力ある地域づくりをどう進めるかということで質問してまいりました。その中で、地域の座談会を進めていくと、そういった形で実際に実施されております。で

すから、今後、その地域座談会等をどういうふうにさらに展開されていくのか、さらには、また、押し迫ってまいります総合計画もさらに次の段階へと進むわけでございますけども、その総合計画をつくる中で、地域との説明座談会等の盛り上げ方、そのあたりをまず最初にお聞きしたいと思います。

併せて、その地域の拠点づくりとしても、積極的に押し進めていくという答弁も されておりますので、今現在、今後、どういうふうな対策として、対応として進め ていかれるのか、まず、その点からお聞きしたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- **〇町長(今村博信君)** 草村県議、大変私達の南阿蘇の将来像について、大いに質問され、そして、大いに語られたことに対しましても、大変私達に対しましても、力強いものがあったと存ずるわけでございます。

今、1番議員さん質問でございますけれども、今後、活力ある町政をするためには、座談会が必要ではないかというご意見であろうかと思うわけでございますけれども、私は、地域地域の住民の声こそがいわゆるこれからの地方分権時代の最もたるものであると、それを生かすということが座談会によって、そして、取り上げるべきものを、または、これからの段階的な点について、十二分に論議していく覚悟でございます。

一昨年はやりましたけれども、昨年はちょうど基本計画、あるいは等々の見直しであったかと思いますけれども、座談会をやっておりません。今年は、何としてでも合併等々の問題点、あるいは、統合の問題点等々において、座談会をして、広く町民の声を聞くのが、我々行政の責務であると考えておるところでございます。 以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- **〇1番(野中謙三君)** 自席から失礼いたします。

ありがとうございます。

やはり、町長のよく使われる言葉、行政は人なり、やはり地域との話し合いこそが行政のスタートではなかろうかと思います。話が前後いたしますけども、今回、私の抽象的な通告の内容で、職員の皆様には議事録を引っ張り出していただいて調べていただきましたことに深く感謝申し上げます。ある意味におきまして、責任ある発言が議事録に載るわけでございますので、再度、チェックしていただく、自分が何を答弁したか、あるいは、私もそうですけども、何を質問したか、反省を踏まえまして、議事録を引っ張り出して調べてみるというのも大きな一つの私は成果だ

と思っております。今回の大変失礼ではございますけども、私の一般質問の一番の ねらいは、再度議事録を読んでいただいて、本当に自分達の説明はこれでよかった のか、そして、次の計画はどうあるべきかということの再確認をしていただくのが 一番のねらいでございました。誠に若輩でございますけども、感謝申し上げます。

その中で、企画と企画の方に少しお聞きしたいと思います。いろんな企画の方で、各事業やっておりますけども、その各事業について、企画の担当の方から評価カードなるものを作成して、事業の見直しを進めていくという答弁もございました。その後、その評価カードなるものがどういうふうに展開されておるのか。

さらに、山林の乱開発を防ぐために、土地開発基金みたいなものを設置すると、 その当時、課長は阿南課長だったと思いますけども、そういう答弁が課長の方から されております。それがどうなっていっているのか。

さらには、乱開発の中で、一番問題となります水質汚濁の問題、これにつきましても、当時の芹口課長の方から、農業環境とか、そういった家庭の方に悪影響を発生する可能性について、どのような対策が可能か、住民とのコンセンサスが得られるように、検討していくと、そういうふうな答弁もされておりますので、そのへんも併せて答弁願いたいと思います。

さらに、まとめてご質問いたしますけども、教育委員会の方にあって、生涯学習 推進協議会、こういったのが総合計画の中にもうたわれておりますし、教育長の方 そういう協議会を積極的に進めると、そういうふうにおっしゃられておりますけど も、その後、一切何ら動きが何かあっておるのか、さらに、来年度予算か何かにそ ういったのを取り組んで生涯学習の推進協議会を図っていかれるのか、以上、3点 ご質問したいと思います。

- O議長(児玉國廣君) 答弁は自席からお願いをいたします。企画観光課長 村上源喜 君。
- **○企画観光課長(村上源喜君)** お答えいたします。

2点ございましたが、まず、1点目の事業評価関係のシステムの話でございますが、これは、平成12年度に1回実施しております。これが初年度ということで、項目的には3項目か4項目、確か、4項目程度だったと思いますが、それでは、ちょっと評価にもう少し支障があるということで、13年度につきましては、約23項目にわたりまして、主に総合計画、過疎地域の自立促進計画に掲載されております各事業について、客観的な評価をお願いするということで、各課に評価をお願いしております。

今後の目的といたしましては、事務事業の目標設定と管理及び評価というとを一番主眼としておりまして、これからの事業の円滑な執行、併せまして、中長期的な財政見通しの把握をするために、今回実施しております。これにつきましては、平成14年度予算編成に役立てていきたいと思っております。

2点目の山林等の乱開発にということで質問ございましたが、平成14年度ですか、本町の土地利用計画が改定準備の作業の段階を迎えます。その中で、この分については対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(児玉國廣君) 水資源対策課長 芹口誓彰君。
- ○水資源対策課長(芹口誓彰君) 確かに私が農林振興課長をしている時に質問がございました。そのあと、自然環境を守るために、環境保全要綱なり、あるいは農振法なり、いろんな制度があるわけでございますけども、やはりそれより、厳しい規制を加えることにつきましては、十分準備等のコンセンサスが必要というような答弁をしているかと思いますけれども、その後、私の方で高森町も開発行為等に関する規制等に関する条例というような素案をつくったわけでございます。しかし、いろんな条件、自然条件、あるいは農村の経済条件、あるいは森林条件、いろんな条件等をいろいろ勘案いたしまして、以後、引き続き検討を加えてまいりましたけれども、異動でそのままになっているわけでございますけれども、今後につきましても、いろんなそういった要素を考えながら、企画等の土地利用規制、あるいは都市計画づくり、そういった諸々との条件等を考えながら、やはり検討していくということが大事じゃないかというふうに考えておるところでございます。
- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- **〇教育長(佐藤昭也君)** 自席からお答えいたします。

生涯学習推進協議会の設置というようなことも確かに申し上げたと思います。私の怠慢といえば、それまででございますけれども、下づくりの方はどうにか進めているところでございます。現在、1番議員さんもご存じのように、学校統合、その他諸々の懸案が教育委員会にございまして、少しそちらの方は手が抜けていたかなという感じがいたします。

それで、私達もこの前、社会教育委員さん、それから教育委員さん、合同会議をいたしまして、次年度から入ります新学習教育課程の変革によりまして、どうしても必要なものであるということを感じております。学校教育も学校だけでは子供達の健全育成というのは図られないというようなことで、各種団体、各種機関と連携

をとりながらやっていかなくてはならないという頭でおります。また、そういうお話もいたしまして、早めにこれが立ち上がるように、私達も努力して今後いきたいと思っております。

- ○議長(児玉國廣君) 農林振興課長 廣木冨八君。
- ○農林振興課長(廣木冨八君) ご質問の内容ですが、前芹口課長さんがご答弁なさいましたが、それを受けまして、前課長さんの規制に関する条例案等、私も見ております。大変ご苦労なさったと思います。その中で、現実問題として林地、農地の開発につきましては、県・国の法令によって指導を現在しております。ただ、独自の規制をしていく場合、高森町に高森町自然環境保全要綱なりできておりますが、これについても罰則規定がございません。新しい条例をつくるにしても、要は、罰則規定届け出等をちゃんと明確にしなければなりません。ただ、行政学的に申しますと、上位法優先の法則とありまして、上位法を超えて条例なり要綱なり制定することはできません。このことにつきましては、要は罰則の問題ですので、より法的に詳しく勉強しまして、できる範囲内でその条例が可能ならばつくっていきたい、そのように考えております。
- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) どうもありがとうございます。

やはり先ほどもお話ししましたように、県議会もそうでしたけども、検討するとか、善処するとか、そういった言葉で非常に行政的には難しい説明になろうかと思います。できるという断言できる部分というのは、ある意味、少ないのかもしれません。しかし、住民側からすれば、行政執行部の方がそれは検討しますという答えになれば、当然できるものと信じてしまいますので、そのへんを慎重にやはり考えて発言をしていただきたいと思います。

私事でございますけども、暇な時に裏の議事録等眺めて、昭和58年、9年ぐらいまでずっとさかのぼって調べております。非常にその当時の先輩議員の方々の発言には重みがございましたし、答弁の内容もしっかりしたものがございました。今なおそういった伝統がやはり高森町にも受け継がれて、今議会もそういった形で進められているものと信じております。ですから、簡単に検討しますというのではなくて、草村県議も言ったように、できないことはできないというキチンとした説明責任が一番重要な役割ではなかろうかと思います。

最後に、もう1点、町長に総括してお伺いしたいと思います。人材育成のあり方 に等についてご質問した当時に、行政運営の究極は、職員一人ひとりの活動、活躍 が重要であると、さらに、職員自らの創意工夫や自由に発言できる環境づくりに努めたいと、そういうふうにご答弁がされておりますので、もう少し具体的に何か施策でもおありでしたら、お答え願いたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 行政の尤もたるものは、職員の資質に私はあると考えております。その点におきまして、民間的に導入か、あるいは資質の向上のための自治大学、入学、アカデミー、あるいは、課長等々の研修等々に私は今日の激しい移り変わりによるニーズに対応できる職員は教育と思っておるわけでございます。その点、十二分に職員も自覚をして、そして、公僕としての認識、これをさらに私は教育していかなければならないと考えておるところでございます。

議会、あるいは執行部、町長だけでは到底これからの地方分権化の中での行政は厳しいものがあろうと考えております。その点、教育こそが私は地域住民福祉に貢献する大事期でもあると考えておるところでございます。そのような点において、十二分に勉強させたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君。
- ○1番(野中謙三君) どうもありがとうございました。

何となく、話題の質問の中心がまとまらない質問ではございましたけども、やは り先ほども申しましたとおり、神聖なる議場ですので、皆様も慎重な発言を願いた いというだけの趣旨でございます。さらには、昔の進め方、そういった自分達の発 言に対しての責任を今後さらに強く持っていただいて、広く町政に貢献していただ きたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(児玉國廣君) 1番 野中謙三君の質問を終わります。

- **〇議長(児玉國廣君)** 5番 藤本正一君。
- ○5番(藤本正一君) おはようございます。5番 藤本でございます。

内外ともに騒がしく、また、厳しい日が続いておりますけれども、最近は、喜ばしいことがありまして、それと申しますのも、日本国民が待ち望んでおりました皇太子ご夫妻に愛子さまという女性の方が誕生されたことではなかろうかと思っております。皆様とともに、お慶びを申し上げたいものです。また、今度はどのような方が、どのような太郎さんがまた、現れてこられるのか、一つの楽しみにしたいな

と思っております。

皇太子のことはそこにおきまして、質問が前後になるかと思いますけれども、本 題に移らせていただきます。

市街地及び周辺の危機管理について、お伺いをいたしたいと思います。

町当局におきましても、また、地主さまのご理解とご協力におきまして、高森駅 周辺におきましても、随分と管理ができやすくなっております。感謝を申し上げた いと思います。

市街地におきましても、まだ、消防車また救急車等も通行できない道路等も見受けられますし、また、消火用水にしても、何もない区域もございます。今の現状等で火災等が発生すれば、類焼は免れないわけでもありますし、人命にもかかわることでございます。毎年のことながら、今から特に、寒さも厳しくなれば、あってはなりませんけども、火災なども多く発生する時期でございます。火災といえば、何と言いましても、初期消火が一番と言われております。その初期消火をするにしても、市街地には高齢者等が大変多くなっております。とても消火栓等の利用は難しく、使用するというのにはなかなか難しい部分があるのではなかろうかと思います。一番、また、一番頼りになります市街地の側溝にいたしましても、農業用水の電気代節減のために用水は流れておりません。流れていたしましても、やさしいまちづくりの改修等で高齢者に蓋等を開けて、堰をつくるということは大変な仕事で、まず、不可能に近いかと思われます。

そこで、この市街地の住民の方々の生命、または財産等を守るために、危機管理 はどのような対策をお考えか、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

また、市街地にドーナツ現象といいますか、空洞化によりまして、高齢者の方が 非常多くなっております。この際、非常時が大変心配されます。発生した場合、ど のような対応で臨まれるのか、また、その準備は十分できているのか、周知徹底さ れているのか、教育もしてあるのか、また、町独自のマニュアル的なものでも作成 あるのか、あれば、その運用方法はどのようになっているのか、福祉課長にお尋ね をいたしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

- ○議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 非常時の危機管理についてのご質問と思います。緊急的、また 救急的、非常時発生の対策を市街地の町道の図面を私、広げておりますし、また、 私の町長室のところにも大きな地図をもって毎日眺めておるわけでございます。そ

の地図を見ております時には、やはり狭隘な道路、密集した家並み、これで尊き生命財産を守ることができるかと危惧しておるわけでございます。

この守る対策、これに方法、危機管理能力をどう考えていくかということを指摘されておると思いますけれども、指摘されたとおりに歩道、あるいは水路に蓋をいたして、歩行者の安全を図っております。また、車両安全の運転の確保のためにも、蓋をしておるわけでございます。また、バリアフリーの導入等で、今までの直接的に水確保ができなくなり、非常時の行動が大変困難であると、これはもう抱えるところの事業計画をどうするかという前提がなければ、私はこのようなことはできなかったと思っておるわけでございます。

その解消対策は、日ごろから危機管理の啓発が私はいわゆる教育等が必要である と考えております。その点につきましては、危機管理についての問題点について、 全職員に私はよく申しておるわけでございます。

さらに、消火栓の増設、あるいは、防火水槽の増設、各地の溜池、これには常に満水状態をしなければならないなと考えております。それに通じる道路の拡張拡大、これも大変必要であると考えておるわけでございます。湧水トンネルの給排水のための大型ポンプ車両の進入道路の確保も私は大変必要であると、よって、大型車両、いわゆるポンプ車を湧水地のところにおいて、今、機械化された非常に性能の高いポンプ車でございますので、勾配等々のある程度のものについてもクリアできるような機能を持ったポンプ車がございます。それを連結して、そして、その連結によって、いわゆる具体的に申しますならば、この湧水館から町役場、ここには無水地でございます。その時の火災においては、やはり消防団員、また、連結をする団員の卒業生といいますか、そういう方々のいち早い危機管理の能力によって、私は無水地への非常時の対策ということで、道路拡張こそが大変必要であると考えておるわけでございます。

また、この前市街化地域ということで、今、駅前から豆塚2号線に通ずる道路、 そして、中川原団地から駅前に通じるあの農道の拡張、そして、325号線のバイパスにつながる道路等々を拡張しなければ、無水地への給水配はとても困難であると考えておるわけでございます。

さらにはまた、高森町を大きく、旧市街地でございますけれども、環状的な環状線の回しということで、天神~前原線の拡張拡大、そしてさらにまた、その輪の中での旭通り、また、駅前に通じる道路等の拡張をしなければならないと考えておるわけでございます。

そのようにして、各家庭においても、この道路に何かあった時には、通報システム、あるいは消火システム、または、各自動車へ各々の消火、いわゆる消火器を積んでいただき、そして、高齢化社会の中で発生有事にご協力をいただく、そのようなシステムを考えなければならない時代になってきたと、そして、消防団と団員と地域住民、常に連携し合える地区団長、部長等々との連携を私は深めていくということを考えておるところでございます。

とりとめのない説明がちょっと不足するかと思いますけれども、トンネル湧水地の水を全般的に流す方法をこれからも考えていかなければならないと、そのためには、防火用水の拡大、増設、消火栓の増設、そして、地域においては、今、4万6,000トンの水が流れておりますけれども、それを一時溜池へといいますか、配水といいますか、そのような点をもって色見までにはやはりつなげる方法を考えなければならないなと考えておるところでございます。

無水地のこの4万6,000トンの水をもって、生命財産を守るように考えておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 保健福祉課長 岩下昭久君。
- **〇保健福祉課長(岩下昭久君)** 高齢者対策についてお答えをいたします。

現在、町におきましては、老人クラブ中心に各種スポーツ大会等で健康増進に努めておりますところでございます。また、本年度より色見地区をモデル地区といたしまして、地域の中で孤独や不安、寂しさを抱えながら人とのつながりが希薄な高齢者もいらっしゃいますので、ふれあい生き生きサロン事業を開所しておりまして、住み慣れた地域で元気に安心して生活いただくことを目的として実施しております。

さらに、現在、上色見地区で行ってまいっております健康づくりの意識についても、学習会を実施しておるところでございますけれども、ただいまの危機管理のご質問があったと思いますけれども、現在、災害時におけます対策につきましては、今申しましたように、各説明会におきまして、老人クラブ、それからボランティア協会、それからさらには、民生委員児童委員さん、各種委員さんの席におきましても、災害時の安全につきまして、町との連携、さらには、高齢者の、町部の高齢者は特に、民生児童委員さん方にお願いを申し上げまして、連携をしながら、災害時の危機管理をさらに徹底してまいりたいと考えております。

よろしくお願いしておきます。

- 〇議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君。
- **〇5番(藤本正一君)** ありがとうございました。

町長さんの無水地につきましての水の運搬との配水等といいますか、仕方につきましては、なかなか計画がすばらしいと思います。早急にひとつよろしくお願いを申し上げたいと思いますし、福祉課長さんには、各地域の区長さん、駐在員さん、民生委員さんととお話ありましたけれども、この際、非常時の対応をどのようなことでするのか、やはり行政の方で決めていただきまして、町独自のマニュアル等も必要であろうかと思います。何と言いましても、災害は忘れたころにやってくるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、第2点目に移らせていただきますけども、中心市街地の活性化についてお尋ねをさせていただきます。

総合計画の中では、市街地は森の町商ケースと位置付けられ、商業ゾーンの中心地域として、また、快適でにぎわいのある市街地を目指し、町のファッション化を進めるとされてございます。商店街の活性化につきましては、これまでにジュークボックス、味な高森研究会など、その時々においていろいろな調査や意欲的な取り組みもなされてきましたけども、いずれも十分な効果が上がっているといいがたい状況でございます。

もちろん時代の流れでもあり、簡単に解決ができない非常に難しい問題かと思います。この問題につきましても、私どもも十分認識をいたしております。最近では、高森町商店街の関係者によります商店街活性化研究会も組織され、具体的な改善策を調査研究、検討がなされているようですけども、果たして、商店街ににぎわいを取り戻す方策ができたのでありましょうか。

さらには、やさしいまちづくりの事業の推進の一環として、段差のないカラー舗装もその完成を見たわけでございますけども、町の散策路として、県内外から観光客の入り込みによる動向はいかがでありましたでしょうか。

また、去る11月23日に開催されましたぷー珍祭の状況結果に関わる今後の計画等も十分予定されていると思いますけども、その結果につきましてもお尋ねをいたします。

企画観光課長さんによろしくお願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 企画観光課長 村上源喜君。
- **○企画観光課長(村上源喜君)** 先ほど議員さんの方から現在までいろんな計画がなされたけども、なかなか生かしきっていない部分がありはしないかというようなこと

でございました。実際、ジュークボックスにつきましては、平成8年だったかと思いますが、県と町の補助金を利用いたしまして、食を中心としましたまちづくりの計画を提言がなされております。あとは味な高森研究会ということで、これは、今数名の方でそういった取り組みも地道ではございますけども、されております。

続きまして、ぷー珍祭の今、お話がございましたが、ぷー珍祭につきましては、今年高森中心市街地の活性化計画の策定年ということで、ワーキングをやりまして、その実施に向けて今、計画書づくりをしているところでございますが、これは、平成13年11月23日に行いまして、場所は高森中央出張所を中心としまして、出店16店、フリーマーケット7店、それにウオークラリーとか、そういったイベントを開催したところでございます。参加者が約1,000名、私が感じましたことは、スタッフが全部でだいたい70名近くおりましたが、そのうちの職員は約12、3名ということで、ほとんど高森町に住んでおられる方が中心となって、このイベントをつくられたということが、これが今からの活性化に対して一番重要なことであったと、これが一番の実績ではなかったかと思っております。このイベントにつきましては、これからの計画策定の基礎資料を収集するというのが目的でございましたので、そういう意味では、今回のイベントにつきましては、成功だったというふうに考えております。

それと、入り込みの状況でございますが、12年度から3年にかけまして、大きな入り込みがあっております。80万程度でございましたのが、現在130万程度に伸びておりますので、観光客の入り込みは確実に増えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君。

○5番(藤本正一君) 今までいろんなイベント等を見てみますに、その時々、一つ一つの思いつきみたいなところが多く見受けられるように思います。できますことならば、年間を通じまして、イベントを組むとか、これだけの格好良い活性化ではなく、1から根本的に真剣に取り組んでほしいものだと思っております。

ひとつ、町長さんにお尋ねを申し上げます。

現在、市街地におきまして、町の商店街はこれまでに地域社会の中核として、経済の発展に貢献し、町の顔として親しまれ、あるいは住民の生活を支えるいろんな面で重要な役割を担ってきました。最近、車社会の発達や消費者の購買行動の変化、バイパス等の道路整備の進展、また、郊外の住宅地に伴う中心部移住人口の減少など、様々な要因から町の中心部が弱体されてきておるところでございます。

このように、町中心部が空洞化になりつつあることは、ぷー珍祭をはじめとした 歴史・文化・伝統等にも維持できないのではないかと危惧をいたしているところで ございます。

さらに、高齢者や少子化の問題等が大きく社会問題となる中で、もう一度住民誰もが住みやすい環境にできるように、中心部を見直そうということで、緊急の課題であろうかと思います。

目の前に迫りました町村合併、また、平成15年度に開通いたします俵山バイパスと、南阿蘇の雄都としての本町をどのように位置付けていくのか、待ったナシの施策が求められているところでございます。

そこで、中心市街地活性化における町の役割について、どのような考え、今後、 どのように対処されるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたしま す。

〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 空洞化する旧市街地の危惧を質問されたことと思いますけれども、中心市街地は、高森町の七千七百有余名の中で4,000名の方々が生活しておられます地区、その4,000名の活性化へ向けての施策は、私は中心街の再認識、また、再評価を住民、あるいは商業者等が具体的に取り組み、住民と商業者が役割の認識も私は同勢しなればならないなと思うわけでございます。

ただ、あれをしろ、これをしろということではございませんで、自らの町はやっぱり自ら愛するまちづくりが私は必要でもあると考えております。

また、高齢者の一環といたしまして、いわゆる安心安全、そして、地域の方々の言葉の掛け合いによるところの施設ということで、芙蓉館、また、社会福祉活動拠点としておいておるわけでございます。また、中央に高森町出張所ということで、役場を設置しておるわけでございますけれども、行政とのつながり、これも私は地域高齢者の方々が密接に職員との接し、そして、喜ばれるというわかりやすい行政をしなければならないと考えておるわけでございます。また、そのように生活圏の創造といいますか、これが私は重要でもあると考えておるわけでございます。

さらにまた、平成17年の合併問題がございますけれども、その中において、保育園、また、産交跡地に文化の薫り高いまちづくりということで、私は、高森ならではのこの設置計画がされることを今、市街地活性化委員会の方々に期待をしておるところでございます。また、行政自らもこれに則っていかなければならないと思っておるわけでございます。

総合的ふるさと再生、ここに構築し、行政の拠点を目指して、空洞化を埋めたいと考えておるわけでございます。その尤もたるものは、先ほどもおっしゃいましたように、行政としての高森町は南阿蘇の雄都でもあるということでございます。その尤もたるものをもって、行政の拠点として、南阿蘇の拠点として、そのようなものを私は構築していただくならばと考えておるところでございます。

以上、具体的な問題点につきましては、これからワーキングの方から上がってくると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご協力のほど、またよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君。
- ○5番(藤本正一君) ありがとうございました。

それでは、狂牛病対策についてをお尋ねをいたします。

昨年7月、食料・農業・農村基本法が制定されまして、この基本法は、農政の基本方向を示すとともに、国内生産の増大を図ることを基本とし、受給率の向上や農村の振興、加えて、新たに農業の果たす多目的機能を明確に位置付けるものであるとは、ご案内のとおりでございます。

このような中で、ガットウルグアイ・ラウンド農業合意による自由化の拡大、円 高等による内外格差など、背景として、市場原理を最優先にした輸入が行われてお りますが、我が国の農産物の輸入額は、実に4兆6,000万円にも達しておりま す。

さらに、自然を含めて、農村・農業を取り巻く環境は、年々厳しく、一方ではま さに、崖っぷちに立たされているところまできたのではないかというような思いも いたしているところでございます。

こうした中、追い打ちをかけるように、狂牛病という畜産農家にとっては、寝耳に水というような事態が起きました。これは、人に感染をすることはなく、また、感染牛の肉は市場に出回ることがないとされていますが、消費者におきましては、現在、流通している肉についても人体によくないといったような誤解や、あるいは、正確な知識を持っている人の中にも心理的な抵抗があるのではないでしょうか。そういった類のいわゆる風評被害といったものを防止するといったものが拡大するのを防止する必要があろうかと存じますが、いかがでしょうか。

また、こうした一連の騒動で、牛1頭から得られる農業所得が急落しているために、現在、肉用牛肥育経営安定対策等につきましても、新たな補償の枠組みが追加し、補填額を増やしているなど、対策も当然必要であるかと考えます。

最近、価格低落の原因は、消費者の低迷、また、大手スーパー等が一定の価格以下でしか仕入れないことなどに加え、輸入が大きな原因であることも疑いの余地のないところでございます。

このような中に、畜産農家も先行き不安感をもっておりますし、これから、対策として、農業団体、畜産団体との連帯、あるいは、各方面の働きかけも含め、牛肉の消費拡大の対策について、先日の本会議でも学校給食等で利用や補助金についても、国・県基金等々ありましたが、高森町は赤牛の本場でもございます。阿蘇の赤牛としてブランド化もといっていた矢先のことでございます。

また、肥育牛が出荷できず、長く飼育する、また、出荷できないから子牛は買えないと、繁殖牛は子牛が売れないので、長く養わなくてはならないと、悪循環が続いているところでございます。それに必要な経費は莫大でありまして、私といたしましては、町として、独自の対策、また、援助はできないものかと町長さんにお伺いをいたします。

もう1点、農林課長さんにお尋ねをしておきます。

来年度から始まります仮名でありますけども、堆肥センターの運営でございますが、計画では、根源に牛肥を利用し、他にまねのできない良質の堆肥をつくり、販売していくとお聞きいたしております。その基本になります元肥に利用する牛肥がここ2、3年ぐらいの間に全体の半分ぐらいに畜産農家も減っておりますし、その上に今度の狂牛病でございます。また、畜産農家が激減しそうな状態でございます。2億円余りをかけて、大きな事業でございます。この事業を成功するために、どのような対策をお考えなのか、また、どのように農家と連帯し、取り組んで事業を成功に導かれていかれるのか、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 牛海綿状脳症ということで、ご質問がございました。そして、 牛肉の消費拡大をどう図っていくか、また、疲弊しておるこの畜産農家に対しての 補填はどうするかということでございます。今回、狂牛病というようなことで、新 聞、またはテレビ等でなされたわけでございますけれども、この新聞報道等の狂牛 病という文言については扱ってよいような気もするわけでございますけれども、我 々行政といたしましては、これをBSEというような位置付けでおるわけでござい ます。

また、BSEのことによって、消費拡大をどうするかということで、今回、補正

もしておるわけでございます。それは、小中学校へ給食、これをもって拡大をしていこうということで、南郷6カ町村、また、南阿蘇畜協との組織をもってやっておるわけでございますけれども、南阿蘇で生産されたいわゆる赤牛ブランドの生産された安心して安全な牛肉を子供達に食べてもらうという消費拡大を図っているところでございます。

また、疑惑の云々ということじゃなくて、このようなことは、やはり我々畜産基地でなければできないような施策ではなかったかなと思うわけでございます。ただただ、一過性のキャンペーンということではなくて、これからもこの計画、いわゆる市街地への方々、あるいは、阿蘇広域的な考え方、また、在熊阿蘇郡人会、高森会というような方々にも私は大いにPRし、買っていただかなくてはならないと思っておるところでございます。

なかなか不透明なことでございますけれども、議員さんとともに、消費拡大対策 ということで、ひとつ格闘したいと考えております。

また、私達は基本計画の中に赤牛ブランドということでやっておりますが、今、 地道な本当にことでございますけれども、産地消費、または、地域生産された物品 は地域で消費しようじゃないかという啓発をやらなければならないと思っておると ころでございます。管内の飲食店のところ、あるいは、旅館に赤牛こそが本当の肉 であるぞというように、本場もんば、やっぱり私は使用していただくものが妥当で はないかなと思っております。

また、畜産の農家に対する法対策、これにつきましても、いろいろと国の施策、 また、畜産農家への支援対策があろうと思います。価格補填補償対策、あるいは、 つなぎ資金等々によって、畜産農家の健全経営に向けて、行政として働きかけなけ ればならないと思っております。

また、構造的なものでございますけれども、後継者不足と、高齢化社会ということで、大変いろいろな生産について、ご苦労いただいておりますけれども、その苦労を本場ものというものはやはり私は高森だけにある堆肥センターというものも私は必要であるということで、農林課長の方に指示し、そして、今、質問がございますので、お答えいたしますが、BSE問題は安心だというPRこそが私は大切であると思っています。そして、農業問題についても、ウルグアイ・ラウンド、それから、問題あります野菜等々についても、セーフガードについても、こんなものであれば、私は顔の見える商品であれば、絶対に私は勝てると自信を持つような高森町の農業生産体制にもっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(児玉國廣君) 農林振興課長 廣木冨八君。
- ○農林振興課長(廣木富八君) ご質問のありました堆肥センターの建設内容並びにBSE関係で牛が減っていく、危惧されると、どのような対策があるのかということですが、まず、堆肥センター建設につきましては、現在、運営管理について、大筋はできておりますが、細部にわたって今詰めている段階です。基本的な大きな柱としては、堆肥生産、2番目に作業の受託関係、現在、農業につきましては、機械を頼ることが多くなっております。これについても、対応できるような計画としております。また、第3番目には、遊休地解消ということで、牧草乾燥等の販売を行いたいという計画を持っております。

ご質問にありました堆肥の元となる肉用牛の頭数が減っていくということは大変なことであります。そのために、維持して行くにはどうしたらいいかということで、堆肥センター建設の中で減少していくのを歯止めとして今回の堆肥センター事業の中に、現在、百数十へクタールあると言われております遊休地を利用いたしまして、町がその土地をお借りし、牧草生産を行いまして、安全な粗飼料を高齢の畜産農家、並びに機械化の困難な畜産農家に供給いたしまして、畜産経営を維持していただくよう計画しております。

BSEの問題はもとより、野菜の諸外国からの輸入によります価格低迷等、まだまだ厳しい状況は続くかと思われます。議員さん方のご協力をいただきながら、一つ一つ解決していきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君。
- ○5番(藤本正一君) 町長さんのほんなものという言葉が出ましたが、町長さんの気持ちが理解ができたような気がいたしているところでございます。 何と言いましても、高森町の基盤でもあります畜産農家を守るために、今一度、ご尽力、ご支援をお願いをいたしたいと思います。

それでは、もう1点お聞きいたします。

地域住民の意向を反映させた計画をということでお願いをしておきました。町におきましては、平成10年度に平成11年から平成15年度の5カ年の総合計画を作成されております。その事業を推進を行っておられますけども、総合計画政策後に地域住民により、道路改良等の要望、陳情等が数多くなされているかと思います。この要望、陳情等については、地域住民の生の声でございます。切実なお願い

でもございます。この切実な住民の願いを町長はどのように今後、対応されていく のか、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 要望について、その確信は、やはり地域住民がより生活に困っておるということによって陳情がなされ、また、広域的な語らいの広域についての陳情がなされるわけでございます。また、要望がなされるわけでございます。要望等について、十二分に私は検討、またこれの課題、いわゆる財政上の問題点等々、それから、地域住民の方々が本当に総論は賛成であるが各論はどうかということについても、あるような気がするわけでございます。簡単に皆が売ったから俺も売ったわいというようなことでは大変困るわけでございます。今、ご指摘のことはまったく地域住民の要望ということで紹介されたことかと思いますけれども、別所のところの問題点ではなかろうかと思うわけでございます。この点につきましては、非常に車の出入りが多いということと、それから、急坂であるということで、それを解消するための計画、これについて、十二分に検討しておるというと怒られますけれども、やはり検討というのは、心を持って対応する考えということで、私は理解していただくならば、幸いと思っております。忘れてはおりません。

どうぞ、よろしくそのようなことによって、指示をしております。順位もございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

- 〇議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君。
- **〇5番(藤本正一君)** 今日は何かしら、議場に向かって少しだけ大きな手を振って帰っていいような気がいたしました。ありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、JTの跡地の利用について、要望でございますけども、下町にございますJT跡地を下町老人会で利用させてほしいということでございます。老人会では、生き生きとした老人会活動、スポーツを通じて健康管理を行いたいという大変すばらしいことでございます。自分達で健康管理をなさるわけでございますので、大変いいことだと思います。

また、その周辺の活性化と、人も集まりますし、また、草等も生えれば、当然、環境整備等もやっていただけるものだと思います。そういうことで、役立つということでございますので、町当局で借りていただければ、管理またJT様の条件等につきましても、老人会で責任をもって対応する旨、約束はしてございます。でございますので、せっかくですから、要望じゃなくて、これは総務課長さんがどんなふ

うか、一言お願いができますなら、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせて いただきます。ありがとうございました。

- 〇議長(児玉國廣君) 総務課長 岩下生人君。
- ○総務課長(岩下生人君) 日本たばこ産業の跡地と思います。現在、そこには、2筆ありまして、6,463平米、現在あります。ご承知のとおり、まだ、たばこ収納等もこの3地域の方からされておりますので、以前、町の方から要望申し上げた段階では、今後、まだ使っておりますということで、支障がないことにおきましては、使用はできますということで、ご承知のとおり、私も建設課長時代に下町団地建替えの時には申請申し上げましたところ、支障のない時についてはどうぞというようなことで、お貸しをいただきました。

今回、ただいま、議員さんのご質問でございますが、果たして面積がどれだけですね、お借りすることができるのかということは、まだお尋ねしておりませんので、今後、一応機会がありましたら、向こうの方と相談してみたいと思っております。

ただ、言われておりますのは、まだ、たばこ収納やっておりますということで、 現在、払い下げの意思は考えておりませんということでございましたので、そのへ んはひとつご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(児玉國廣君) 5番 藤本正一君の一般質問を終わります。

○議長(児玉國廣君) お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) ただいま11時10分でございます。11時20分から再開いたします。

-----休憩 午前11時10分 再開 午前11時25分

- ○議長(児玉國廣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) おはようございます。

本日、久しぶりに午前中の一般質問の時間を与えていただきまして、大変感謝を申し上げている次第でございます。10番の佐伯でございます。

本日は、今後、進むであろう町村合併、県の方から、また国の方からいろいろとお話が出ております。16年度の3月31日を特例法の期限として、それぞれの自治体が進んでおるわけでございますが、当町におきましても、例外ではなく、先般、特別委員会正副委員長、また、議長さんを加わっていただいての初めての会議の際に、県が出されておりますAパターンを基本にということで、話がどうにか一歩前進したような気がいたしております。

その中におきまして、この議会中におきましても、情報公開条例の制定に向けての提案が執行部から出されております。そういうふうな各諸般の状況を踏まえた中で、今後、高森町役場の職員が、また、議員が、どのような形でどのような姿勢でこの行政を進ませていくのか、また、住民福祉を向上させていくのか、これが大きな課題であるというふうに考えておりますから、まず、1点目に質の高い行政事務、職員教育を目指してと題しまして、質問をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この質の高い行政事務、職員教育というものは、これは、我々が職員の教育だけではなくして、議員の教育、また、質の高い議会議員ということにも当てはまってくることでございますから、我々も質問をする以上は、それなりの覚悟を持ちまして、行政側に対してお尋ねをいたしたい、そのように考えております。

今、先ほど申し上げましたとおり、情報公開条例の制定に向けての提案、また、 平成16年度3月31日を目途に、Aパターン、南部6カ町村を基本とした町村合 併に向かっての働き、また、地方分権の普及により、広範な住民サービス制度が必 要になってきますけれども、その中でやはり一番の働き頭であるものは、この役場 の中にいらっしゃる職員の皆さんであるというふうに考えております。

そういたしますと、この職員一人ひとりの行動、また、企画力、実行力というのがいかがなものか、どのように発揮されるかということが、一番の今後の高森町をつくっていく上での柱になってくるというふうに考えております。

職員採用の方法についても、基本理念をどのように持って、庁舎内で運営してい くのか、この執行権者が基本理念をどのように持って職員の採用をいたしておるの か、これが一番の懸案の事項であるというふうに考えております。

いろいろな職場においても、大学を卒業することがやはり学問においての人と比べた上で一番の能力の向上であると、能力を有しておるということで、往々にし

て、能力しすぎで採用いたしますと、反面、心の教育がいかがなものだったかという反省をさせられる場合が往々にしてございます。今から先、今回の議会の中でも話をいたしましたけれども、情報公開条例が制定をされますと、住民の皆さん方が行政に対して、どのような問題に関心を持っておるのか、どのように思っておるのか、どういう形で理解をしようとして努力をされているのか、ただ、批判をするためだけでの情報公開ではなく、行政主導のいろいろな政に対して、どうやって協力をしていこうか、どうやって理解をしようかという形での情報公開の要求もあってくるというふうに考えますが、職員の考え方次第では、この方は行政に対して批判をするための情報公開の要求ではないかと、ただ、表だけを見ただけでの対応をしがちになってくるというふうに考えておりますが、しかしながら、いろんな経験を踏まえてこられた職員さん、また、いろんな社会経験をされたトップの皆さん方のお考えというものは、あたかも一方的な考えだけでの対応ではない、そのように期待をいたしております。

やはり窓口で、この方は批判をするために条例の開示を要求してきたんだなというふうに見られる目と、行政に対して関心を持っていただいてありがたいなと思って見る目とでは、やはり住民の方は最初入った時からの感情が違ってくるというふうに考えます。そのあたり、能力主義だけでの採用がいいものか、また、能力主義は捨てがたいけれども、やはりいろんな経験、また、人を思う思いやりの精神、そこあたりをどの程度発達を、また、教育を家庭内で受けているか、それをどのように尺度として図っていくか、その選択の方法についても、私は最高指揮権者である町長がどのように、どのような理念でやっていかれるか、そのへんについても、お伺いをいたしたいと思います。

職員の職務専念能力、また、勤務成績の評定、この件については、大変経済団体ではございませんから、難しいとは思いますが、いろいろと多種多様にわたった評定の仕方があるか、そのように思います。

また、熊本市内、また、都市部で言われておるオンブズマンによる様々な研修 費、食糧費等に対する批判、また、チェック体制、それに対しまして、この田舎で ある心温まる行政を培っているこの高森町においても、見てみますと、職員の様々 な研修、いろいろな会議等においても、何か血の通わないあったかみのないような 気がいたしております。

その中で、共同体意識というものが新しく入った職員達に培っていかれるのだろうか、共同体意識というものがないならば、やはり以前起きたように、どの職員が

どのような仕事をしようと自分に影響がなければかまいませんと、自分に影響がな ければこの職員は何をしてもいいんだというような感覚でついつい1億円以上もの 着服事件を認めてしまう、それを許してしまうような結果になってくるんじゃない かなと、そのためには、やはり職員一人ひとりが共同体意識というものを持ってお く必要がある、それをどのようにして育てていくか、それも今後の課題である、そ のように思いますが、共同体意識についても、職場の綱紀粛正、それを担当の職員 を充てられてつくっていらっしゃいますから、それによる今後、今までの2、3年 間での成果等がどのようであったのか、また、それを踏まえた中での職場の資質の 向上、広域的な職員派遣による学ぶべき、本当に知識を得ているのか、その広範囲 な職場派遣がどのように役場内で反映されているのか、そのあたりのこともあわせ てお伺いをいたしたい。先ほどの質問の中にも、一般質問の中でもありましたが、 職員を自治大学、アカデミー、県庁への派遣等も言われていらっしゃいました。し かしながら、今から先、職員が学ぶべきものは、能力もさることながら、心も学ぶ べきであると、そのように考えますと、この役場内だけでのこの地方自治だけを学 ぶだけの形ではなくして、やはりこの役場に関係する人、自治体にいろいろと話に なる人達の職種というものは、様々な職種に私は分かれておる、その職種の方達の 心がいかに理解するかということからいたしますと、民間企業あたりの努力を理解 する心を養うための職員派遣等についても、私は今後、考えていく必要があると、 それと、下からの改革による様々な事業の推進、今までは諮問機関、そういうふう な形の会をつくっていただきまして、住民の方から上がってきた意見を尊重すると いうふうに話をされていらっしゃいますが、今のところ、下から上がってくる意見 についても、何か、執行権者の意向に沿うような意見が上がってくれば尊重する が、それに少し溝がありますと、何となくあとの方に伸ばされているような気がい たしております。そのような気持ちというものは、私だけかもしれませんけれど も、そのうな気持ちを持つ方達がやはり私一人であるならばいいのですが、ほかの 方達にも及んでいきますと、諮問機関とか、懇話会とかの意味等についても、私は やる気のない会議になってしまう、そのように考えておりますので、町長の方にや はり尊重すべきものは尊重すべきであると、しかしながら、そのあとの方に伸ばし た、ならば、それなりの責任として説明をする必要があるというふうに考えており ますので、そのへんも踏まえまして、町長の方にお伺いをいたしたいと思います。

要は、公務員たる者は、地域のため、また、住民の安全安定のため、業務を行う公僕であり、公人であるべきだ、近年、役場の職員が安定職場として、就職の場と

して若者から何か軽く見られておるような気がいたしております。民間企業はリストラの嵐、明日のことがわからない、この職が安定しているようでも、来年、またこの会社に来れるかわからない、そのようなところに就職するよりもリストラのない公務員というものを選ぶ若者が増えておるような気がいたします。しかしながら、公務員の本当の趣旨というものを理解しておるのか、いないのか、やはりそこあたりを十分見定める必要が私にはあるというふうに考えておりますので、そのあたり、町長の方にお尋ねをいたしたい、そのように考えております。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。
- ○町長(今村博信君) 10番議員さんの質の高い行政事務、職員教育をどう目指していくかということに対しまして、行政担当者として、私の意見を述べさせていただきたいと存じます。

今日、合併等々の問題もございます。この問題点につきましては、議員さんにお かれましても、幹事会の筆頭ということで、ご勉強いただいておりますことにつき まして、心から敬意を表したいと思うわけでございます。

いわゆる地方分権の目的は、住民が参画して、また、地域を良くするための推進、これこそが住民自らが住民自治のシステムを確立して、住民の住民による住民のための自治システムを創造することに私はあると、これが、地方分権の目的であると思うわけでございます。

このようにして、地方分権の推進の中に、合併というものが大きな政策課題となり、本格的な少子高齢化社会における高度かつ多様なサービスの水準の確保、極めて厳しい財政の中でございますけれども、効率的、効果的行政の展開が求められております。

地方公共団体の事務は、町の指導だけでは到底私は厳しいものがあると、議会の皆様方の強力なる協力があって、そして、役場職員は単なる日常的な事務を機械的な執行者であったり、また、事務補助であったりというだけでなく、地方行政の企画立案する行政官でなければけならないと私は思います。

ここに、公僕として、自治は職員の資質が議員言われるように、大変大きく働き、また、採用されるものであります。私は、その採用される職員の採用については、公正に、住民全体の奉仕者であり、これは、議員さんから各課長に公僕としての資質についてお尋ねが私はあったかやに思っております。その質問に対して、私はすばらしい町だけではなく、議会議員の方々におかれましても、一部の奉仕者で

あってはならないということを教えていただいたと思っておるわけでございます。 住民全体の願いを考え、中立公正な立場に専念、住民福祉、こうきんしうりょう な人材を育てていかなければいけないと思います。

私は、人の心をわかる人が教養というものであると考えております。人の苦労を わからなくて、何で学問だけのものか、やはりその学問によって、人の心がわか り、そこに人間としての私は価値がある人を採用しなければならないと考えており ます。

また、批判するならば、それは誰でもできます。しかし、批判するならば、それによって、必ず批判対策は私はあると職員にも言っておるところでございます。トップダウン、またボトムアップと、こういう点においても、私は十二分に朝の庁議においてやっておるところでございます。その朝の庁議によって、地域住民福祉の向上のための公僕としての精神発露が私はそこに生まれておると思っております。

そうすることによって、議員が言われましたように、公僕とは何ぞやと、一人ひとりに質問されたその経緯は、私はよくわかっております。また、批判が多ければ、その組織内では非常に私はその組織が壊れることがあるような気もするわけでございます。その組織の中でのそのやる気を失うような批判はダメだと、何やそぎゃんこっちゃということではなくて、その心を私はとらえていかなくてはならないと考えております。

そのような地域住民のために、自治法というものがございます。私達は自治法の 法律の下で、地域住民福祉の向上のために、まい進しておるわけでございますけれ ども、多大な責任感、また、自覚ある職員は、私は今育っておると、先の不祥事に ついては、まだ未解決でございますけれども、ようやく住民に対する責任感とそし て、自覚ある職員が育っておると、そのような自覚を持つ庁舎内運営を私はやって おると思っております。

自治大学、あるいはアカデミーと、県への派遣という資質の向上を図りました。 図ってこそ私は初めて職員の資質の向上ができたとも私は受け止めておるわけでご ざいます。

また、住民の的確なるサービスの提供の教育をしてきたとも私は思っておるところでございます。将来像におきましては、民間一体となっての派遣導入、これには規約がいります。規則がいります。ただ単に、派遣するだけでは私はできないと考えております。民間に職員を出したならば、民間との格差によるその規約がなければ、非常に厳しいものがあると存じます。

また、民活からのシステム、これは私も非常にこれからの地方分権においては必要であると考えております。また、民間の先ほどはリストラという言葉でございましたけれども、私は井原西鶴と、あの経済学の中での入りを量りて出ずるを制するというような民活の問題点についても、私は職員に触れさせたいと考えておるわけでございます。

これから、地方分権の時代に突入いたします。規則の受入、派遣の規約、制度、 十二分に策定させまして、議員が言われるように、心の豊かな職員を採用し、そして、職員の公僕としての行政を図ってまいりたいと、それが私の庁内運営の信念で もあるわけでございます。

また、受入につきましても、ただ単なる意識の問題点だけでなく、目的意識を柔軟に持って行くことについてもやらなければいけない。適材適所であります。

また、入試については、規則をもって実施しておるということを付け加えさせていただきまして、私の答弁にさせていただきます。

〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) ありがとうございましす。

町長の答弁は、日ごろ、私どもと職員のことについて話し合いをいろいろな機会でさせていただいておりますから、十分私達の考えと同じくするところがあると、そういうふうに理解をいたしております。私も議会の方から推薦をしていただきまして、広域行政事務組合等の議員もさせていただいておりますし、南阿蘇鉄道運営協議会の方の委員もさせていただいております。その関係で、いろいろな役場の皆さん方、また、広域行政の職員とも交流をする機会がございます。その中で、私がいつも考えておることと申しますのは、やはり地方自治に対しての能力というものは、この高森町役場の職員は、自信をもっていいと、僕はいつもそのように考えております。広域の議会内においても、広域の議会は許しても、うちの議会は許さないと、あなた達執行部がそれを当たり前と思っても、うちの執行部はそうは思わない、そのように我が町の執行部・議会に対しての誇りを私は日ごろから捨てないで持っておるつもりでございます。

その中で、本当に能力的には確かに各6カ町村比べてどこよりもうちがいいというようなことは言えないと思うんですけれども、私は自信が持てる職場、職員であるというふうに思っております。

しかしながら、やはり一番の汚点でありますのが、以前起こりました、まだ解決 はいたしておりませんけれども、職員の着服問題、やはりそれをどのようにするの かということも解決能力を高める一つの他町村に対しての我が高森町の力を誇示するための手段であると、そのようにも考えておりますが、なかなかその件については、時間を要する問題であります。しかしながら、これを解決する力というものは、我が高森町には十分私はあると思っておりますから、期待をいたしたいと、そのように考えます。

また、職員の不正が起きた場合での公開なんですけれども、やはり先ほど申しましたように、共同意識、隣の職員との日ごろの交流、職場内での思いやりの意識というものが少し欠如しつつあるのではないか、都市的になりつつあるのではないか、高森町の文化というものは、隣の家庭が忙しい時には、隣の子供に夕ご飯をそこの隣の人が食べさせてあげたり、その隣人が留守の時には、その家をたまには見てあげたり、そこまでの温かい文化というものがこの高森町にはあると思っておりますが、職場においては、どういうわけか、少しそのような高森町の文化というものが薄れつつある職員が少しずつ出てきつつあった、その結果が前回の不祥事であると、そのように考えますと、やはり職員一人は一人ひとりなんですけれども、同じ釜の飯を食べるという意味からすると、思いやりの心というものを持つ職員をどんどん育てていく必要が私にはあったと思います。

今からの職員というものは、いろんな住民サービスが要求されてくる、地方分権は住民が住民による住民自治と言われましたけれども、やはり地方分権は住民による地方自治かもしれないが、地方自治法を知らない、また、地方公務員法を知らない人達が地方自治をやれば、やはり一個人の政治になってしまいます。そこは、公僕である公務員が地方分権をよく理解をして、地方自治を動かしていく必要があると思いますから、その点については、情報公開条例をフルに利用していただいて、行政サービスを住民参画という形で普及をしていただきたい、そのように考えておる次第でございます。

高森町の職員研修についても、グループごとだったり、課ごとだったり、確かに 課内での連携はとれてくるでしょうが、庁舎内での連携がいかがなものか、何とな く、世知辛い世の中になったなというように私は考えております。課長、係長、あ る程度管理職に属する方達はいろんな課を横断的にわたって来られて、その実績を 踏まれて、管理職に就かれておる。結論的に言えば、管理職はいろいろな仕事がで きるはず。以前も申し上げましたが、入って1、2年の職員が課長のかわりはでき ませんが、入って30年、管理職の職員は窓口の職員のかわりは私はできるものだ というふうに理解をいたしております。 そういたしますと、私は、共同性を育てるためであるならば、住民の理解を十分にとっていただいて、なるべく多くの皆が日ごろ話す機会がないけれども、研修では話す機会がありましたと、十分それぞれの課の悩みがわかっちゃったというように、研修をする機会を大きな1班か2班かでもいいから、企てていく必要が私にはあるんじゃないかなと、都市部ではいろんな要求があるし、批判がありますから、難しいかもしれない。しかし、それに見合うサービスを十分徹底させておれば、私は高森町の役場の職員が一斉に出ていっても私は何ら問題はないんだというふうに理解をいたしております。

その点について、職員一人ひとりではなくして、職員が団体として共同性の意識を持つための方策というものを町長が今後、どのように考えていかれるのかをお聞きをいたしたいと、また、職員というものは、いろんなサービスに対して対応する能力を必要といたしますし、道路をつくるにも、橋を架けるにも、また、いろんな補助事業をするにも、地域の住民の皆様方の協力がないとできません。そうなりますと、この高森町役場の職員百数十名、その方達は各地域から出勤をされております。役場にいる時だけが役場の職員ではなくして、地域に帰っても役場の職員として、公僕として、行政が滞ることなく、スムーズに進んでいくために、地域においてのその地域でのリーダーシップをとる能力というものも僕は必要になってくるというふうに考えております。

そうなりますと、今後の職員採用においても、地域と交流のまったくないような職員を採用することじゃなくして、やはり能力は程々でも、二次方程式が解けなくても、いろんな関数が解けなくても、私は現在の地方自治においては、そこまでは必要ないと思いますから、ある程度、日常的に生活をし、住民に対して説明能力を持つような知識を持つ、学力のある人であるならば採用し、地域でのリーダーシップ、また、地域でのいろんな話し合いをする能力を優先する形で私は採用を薦めていただきたい。地域でその人がいるかいないかわからない、地域の祭りにも参加をしないようなそのような私は人達を採用し、地域との交流を否定する人達を採用することが本当に将来の地方自治を進めて行く上でのいいことであるのかどうか、疑問に考えております。能力優先であったんだなというふうに考えざるを得ない。そのように考えておりますから、その点、職員が地域でのセールスマン的な役割を果たすための採用でもあるべきだというふうに考えておりますので、その点についても、再度、町長さんの方にお伺いをいたしたいと、民間企業との人事交流についても、前向きなご答弁をいただきました。今から先、多種多様な要求が、要するに、

情報公開をすれば、住民から上がってまいります。それに応えるためにも、多種多様な業務との連携、いろんな連絡、そういうことを必要になってくると思いますので、その内容については、先ほど町長が答弁されましたことに対してもどうぞ積極的に進めていただきたいと、まずは、前の2点について、町長さんの方にご答弁を再度、よろしくお願いをいたします。

〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 試験は高森町の試験要綱に沿ってやっております。また、県の方でお願いをいたしまして、試験をやるわけでございますけれども、教養資質また作文、面接という段階をもってやっておるわけでございますけれども、私の最終的、いわゆる判断と申しますか、これには私は情実は一切あってはならないという公平、平等であると、試験はそう考えておるわけでございます。

また、緊急で特殊な医療等々の技術者においては、やはりこの町で今、採用しなければ広域的に事務ができるか、地域住民に対しての配慮ができるか等々に考えましては、やはり私は地域外の方の試験、そして、この地域に住んでいただくというような心をもって採用しているところでございます。

まだ今、家庭の事情等によって、地域住民の活動、文化等々に参加できないというような人もおられるようでございますけれども、この方達におかれましても、やはりこの高森町のこの庁舎内で組織的に、また地域の組織と、一員として、そういう方においても、自負的なものがありはしないかと思っておるところでございます。

試験におきましては、私はこの緊急を要する時の配慮等々につきましては、皆さんもご案内のとおりに、技術的な方々においては、選考というようなことをもってやっておるわけでございます。根底は、あくまでも地域住民福祉の向上のために、自覚と責任をもって、働けるものと判断をし、採用しておるところでございます。ここに申しても何だったでしょうか、失礼でございますけれども。

研修旅行においては、その課において、いろいろな計画を提出し、そして、大いに研究課題をもって、皆で組織的に勉強してこられます。また、積極的に研修をした結果報告についても、それからこれからのとるべき道筋も私の方に報告をしておるところでございます。

私といたしましても、これは必要であったなと、十分に勉強してきたなと、これは足らないことであるぞというようなことについては、私も一筆加えさせていただき、奨励をしているところでございます。

以上です。

○議長(児玉國廣君) 10番議員さん、そして、議員の皆さん方にお諮りいたしますが、質問2の将来に向かっての教育全般の姿につきましては、午後に回したいというふうに思います。したがいまして、質問1だけで午前中を終わりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) それでは、最後の方になりましたから、股割り状態ということになってしまいましたけれども、今、町長さんから答弁をいただいたそのことについて、私の方からの意見を述べさせていただきますが、採用試験については、県の方の統一した採用であると、その中で、能力をまず審査し、それから、作文、また、面接、いろいろあるようでございます。

今、大学・高校で就職をしようとする人達は、すべて試験を前にそれに対応するいろいろな勉強をされておる、作文については、受かるような作文の書き方の本、また、面接については、面接官、試験官に対して好感を持たれるような面接の方法、また、対応論というものが参考書とか、いろんな形で出回っております。

ですから、そういうふうに、ありきたりな形の採用の方法じゃなくして、真が見えるような採用の方法、本当に心の底が見えるような高森町独自の採用の方法というものを私は考えていく必要があると、個人の人権がございますし、法の下の平等がありますから、ふるい落とすための試験じゃなくして、見つけだすための試験という形で、私は高森町独自の採用試験の方法というものも私は考えていい時期に来たんじゃないかな、そういうふうに考えております。

試験というのは、ふるい落とすためだけじゃない、この人がどういうふうな優れた面を持っておるのかということを見つけだすためでもあると思います。今、自分達が望む人材であるのかどうかということを見つけだすための採用試験というものを高森町独自で、能力試験である基本の試験は、県が中心にされても結構です。しかし、二次・三次試験については、高森町独特の採用方法と採用試験というものを僕は考えられてもいい時期にきたんじゃないかなと、地方分権というものは、各地方がそれぞれに考えて、独自性を生かして、その地方の特徴を伸ばすような政治をするための地方分権であり、今から先の町村合併でもあるというふうに私は考えておりますから、町独自の採用試験方式というものを考えていただきたい。

町長は、地域住民の福祉の向上のため、そのために採用をしたとおっしゃいます

けれども、本人は自分の経済の安定のため、この職業が一番安心だからと思って、 高森町役場に申し込んだかもしれませんから、心がわかりません。ですからこそ、 今後、多種多様な要求に応え得る能力を持つことのできる職員を採用していくため には、町独自の採用方法というものを私は考えるべきがいるんじゃないかと申し上 げておりますし、職員の研修についても、今まで一辺倒、地方自治だけを勉強して おけばいいということで、自治大学・アカデミー・県庁への出向、様々ありました けれども、民間との連携もとる必要があるんじゃないかということを言っておりま す。

これは、行政に対して注文をされてくる方、行政に対して関心を持ってくる方達は役場の職員が役場のすることに関心を持って、情報公開条例を申し込むわけじゃない、いろんな職に就いている方達が役場は何をやっているんじゃとか、役場は何をしようとしているのかなということで、情報公開条例を利用して、いろんな情報公開の開示を要求してくるんです。多種多様な職業の方達が要求をしてくるわけですから、多種多様な職業の方達に対応し得るための能力は、やはり一方だけを見た点ではダメであり、180度見ることのできる職員を育てていく必要が僕にはあると思いますので、午前中最後になりますが、再度、この質問を最後にいたしたいと思いますけれども、町長さんにその採用試験のあり方と、また、いろんな180度の視界を持つことのできる職員を育てるためにはどうするべきかということを再度、最後にお聞きをいたしたい、それで、午前中の質問は私としては終わりたいと思っております。

以上です。

〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 採用試験ということで、高森町独自の採用試験をしてはどうかということでございます。この試験につきましては、高森試験要綱ということによってやっておるわけでございますけれども、その質問内容、いわゆる面接についての質問内容、これは、高森町独自のものであります。県の方でやっていただいておるのは、県のレベルの能力があるかないか、これからの社会に対応する時の教養があるか、資質があるか、これはやはり私は全国的なその中での位置を私は得るためには、今の制度が私はいいと、しかしながら、面接等々において、私だけではございません。ほかの人もおるわけでございますので、そこに住民意識という公僕としての意識、あるいは将来像に向かって、この人は高森町のアイディンティティか、そういうものを持っておるかということを総合的に判断をし合うわけでございま

す。

ただ単に、私だけがこれはいいぞという情実をもってやっておるわけではございませんので、この新しく考えられる試験の方法というものについては、私は今の全国的レベルのしだいに対する教養、そして資質、そして我が高森町による高森に対しての見方、さらには、今申し上げたように、面接内容について、独自にやって採用しておるところでございます。

今のところ、私はこの面接内容について、十二分に文言等について、同じくながれじゃなくて、その時にふさわしい資材を今後はやらなければならないと、今、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉國廣君) しばらく休憩に入りたいと思います。ただいま12時10分で ございます。1時30分より再開いたしたいと思います。

> -----休憩 午前12時10分 再開 午後 1時30分

○議長(児玉國廣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長 今村博信君。

〇町長(今村博信君) 自席からお許しをいただき、誠にありがたく存じます。

5番さん 藤本正一議員の市街化地域活性化の中で、私、産交跡地並びに幼稚園 跡地という発言を答弁いたしました。この幼稚園を保育園跡地にかえさせていただ きたいと思うわけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 今日は、午前中に久々に質問をさせていただきましたけれど も、質問の内容等についてもちょっと長く質問をいたしました関係で、午後までわ たってしまいましたこと、誠に申し訳なく思っております。

午前中の質問で、最後ということで、町長の方の答弁はこれを最後という話をいたしましたけれども、もう1つ、答弁の中で、わかっておきたいということがございましたから、その件についてのご答弁を後ほどお伺いいたしたいというふうに考えておりますが、まずは、教育委員会の教育長の方に、2番目の質問をさせていたたきたいと、そして町長の方には、教育長の答弁をされる前に、先ほどの試験の方

法について、二次試験で面接作文等々あると、その面接の中では、町独自の面接内容を考えてやっておるということでございますけれども、私が意図しますことは、要するに、今は、今の子供達、今の若者達というものが、職業に対しての定着心と申しますか、愛着心が非常に欠落をしかけておると、それに対する誇りがないということで、勤めていてこんなはずじゃなかったということで、往々にして辞めていく、短期間で辞めていく職員が見受けられます。

しかしながら、うちの役場についてはそういう職員は見受けられませんが、自分の考えとその実際が違っていたということがある場合、職員が短期間で落ち着く暇もなく辞めていったということがありますので、採用試験の際に、二次試験の中で、実務的な、実地的な多面にわたった現実路線を踏む試験の方法も考えていいんじゃないかなという質問もしたわけなんですが、町長の方としては、面接の内容等ついてということで、報告をされましたので、その点について、試験の方法等について、今後、考えていく必要があるかどうかということを再度、ご答弁をいただきたいというふうに思っております。

それでは、2番目の質問でございますが、教育委員会の方の教育長の方にご質問をさせていただきたいと思いますけれども、将来に向かっての教育全般の姿ということで、これは大変教育行政というものは、相手がいる、子供達の心がわからなくてはなかなか教育全般の姿というものは、つくり出すことは不可能であるというふうに考えます。

しかしながら、現在、中教審・文部省、様々な教育研究機関においては、総合教育、総合学習等を踏まえ、体験型の自然と一緒になった親しみのあるゆとりのある教育を目指してということで、いろんな研究報告、また答申等が中央の方で打ち出されているのが事実であるというふうに思います。まず、この件についても、学校統合と併せまして、いろいろな形で教育委員会教育長の方には質問をさせていただいておりますから、今までの質問の内容と多々ダブる点があるかと思いますけれども、そのへんはご了承いただきまして、現在の心境なりを報告をしていただきたいというふうに考えるわけですが、先ほどから何度も申し上げますけれども、やはりこの高森町というものは、自然があふれる本当に緑豊かな地域でございまして、この緑あふれる自然一杯のこの環境は、他の地域がいかにまねをしようとしても、ここ高森町独自のものであると、何百億、また何千億資金を投資してやっていこうとしても、この根子岳の景観をまねすることはできませんし、また、高森町の緑をまねすることはどの地域においてもできないと、そしてまた、この高森町で育ったこ

の文化と伝統というものもなかなかよそではまねをすることは不可能であるという ふうに考えております。

ですから、この自然あふれるこの教育環境というものをいかに子供達に受け継いでいくか、また、これを今からの情操教育の中で反映させていくか、そのことが重要視をされてくるものであるというふうに考えております。

過去も大切でございますけれども、現実をじっくり見て、また、理解して、見つめることも大事で、また、それを未来につなぐことが上に立つ教育長の使命ではないかなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたい、そのように考えております。

教育委員会の方から学校統合と併せて、教育に対するお考えを平成13年、今年の7月10日に町立の小中学校の統合についてというお知らせが町民の皆様宛に出されております。この中で、学習の機会のいろんな考え方、また、統合についての考え方等も言われております。その中で、いろいろと教育の問題点も提起されておるようでございますが、今後、高森町が本当に目指すべき教育の姿というものが、どういうものであるのかということを教育長の方にご答弁をいただきたい、そのように考えております。

教育長の答弁の前に失礼でございますけれども、町長の方から再度、採用の試験の方法について、ご答弁をいただいて、それから教育長の答弁をいただければよろしいかなと、議長のご許可をいただきまして、お願いをいたしたいと、休憩中に他の議員さんからお伺いいたしましたところ、八女市の市長さんあたりはやっぱり職員採用をする時に、あいさつの仕方から、また、個人の表現力の仕方あたりを十分監察をされて、その中から画期的な職員の採用の仕方というものをつくっていかれたというふうに伺っております。

やはり高森町においても、将来に向かって、どのようなまちづくりをするかということも考えた中で、町長が町独自の採用方式というものも考えていくべきであると、また、職員採用の規則の中にも実地研修、またいろんな採用の仕方の方法等もうたわれておるようでございますから、そのあたりをまずもって、よろしければ、議長のご許可をいただかれまして、町長さんのご答弁を、そのあとに先ほど申し上げました将来の教育の姿について、教育長のご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(児玉國廣君) 町長 今村博信君。

○町長(今村博信君) 10番議員さんのおっしゃっていることは、採用試験は次の各 号に掲げる方法ということの要綱ございます。その中での3項実施試験ということ であろうと思いますけれども、この前項の規定に関わらずという2項について、や はり今までに例規集、いわゆる高森町の法律が競争試験の対象となる職の性質上、 不必要と認めた時は同項第3項の方法を行わないものとするという項がございま す。これをもって、私は今までにやっておったところでございます。また、この2 項も尊重しなきゃならないと思うわけでございます。しかしながら、実地試験とい うことになりますと、これは、技術的なものについては、我々はどうかなと思うこ ともありますし、また、一般職についても、どうかなと思うことがございますけれ ども、やはり、10番議員さんがおっしゃいますように、私といたしましては、省 略することなく、実地試験に踏み切っていくということも一つの選択肢であると、 言いまわしがあれですけれども、やはり試験項目、また、試験にする時には必ず職 員が誘導し、そして、誰々、何番という声を大きくもって面接試験に伺うわけでご ざいます。そして、面接の試験の中で、いろいろな項目をもって実施に絶えるよう なこともあるわけでございますので、この3項については、実地試験をイエスかノ ーかということでございますか、私といたしましては、実地試験に踏み切ってまい る前向きな姿勢をやりたいと、しかし、それにもいろいろな項目を設けてやらなけ ればならないなと思っておるところでございます。この実地試験についての前向き なる態度をもってやるということを答弁とさせていただきたいと存じます。

〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。

○教育長(佐藤昭也君) よろしくお願いいたします。

私もこの大役を拝命を受けまして、丸1年強経ったところでございます。まだ1年目でいろいろと不勉強な点がございまして、特に、議会での答弁というのは、なかなか私には理解できなくて、難しくして、苦慮しているところでございますけれども、10番議員さんのご質問に答えていきたいというふうに思います。

将来に向かっての町の教育全般の姿と、大きくとらえてお尋ねがございました。 私は、こういうふうに考えてやっていきたいというふうに思っております。子供からお年寄りまで、町全体が生涯学習を目的として、和気藹々の中で楽しく過ごせるような物的な面、精神的なよりどころをもって過ごせるような教育をしていったならばと考えておるわけでございます。

その中で、議員さんがおっしゃいましたようなすばらしい高森町の自然環境、これを生かしながら、また、物的環境、人的組織づくりを十分整えながら、ゆとりを

もった中での生きる力を育成していくことが大切ではないかと、具体的に申しますならば、やはり地域の人材の方々をいろんな面で教育の中に活用していきながら、そして、体験学習、経験等を生かして、本町の歴史・自然・文化を学び、それを子供達に伝え、子々孫々まで本町の自然というものを身近に感じながら、育てていくことが大切ではないかというふうに思います。

さらにまた、学校はご存じのとおり、次年度より新教育課程の完全実施というふうなことになりまして、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、総合学習の時間というのが小中学校に、小学校3年生以上で105時間というような週3時間の学習が入ってくるわけでございます。これを利用しながら、本町の自然環境、自然・歴史・文化、これを十分学べるような学校の教育計画を指導していきたいというふうに思いますし、また、開かれた学校というようなことも言われております。これは、地域コミュニティというふうに言われているものだと思いますけれども、これは、家庭とそれから学校を含むいろんな公民館等を含みますけれども、文化施設、そして、地域住民が連携をとりながら、子供達の健全育成に当たっていかなければならないと、こういうふうな考えをもって、本町の教育は進めていきたいと考えております。ご理解をいただきたいと。

O議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) ありがとうございます。

町長におきましては、前向きなご答弁をいただいたものと理解をいたしたいというふうに考えております。

職員採用については、今は若者に対して、こういうものはこういうことを言ったら誤解を生じるかなと思いますけれども、私どもの高校では「敬天愛人」という校訓がございまして、「天を敬い人を愛する」と、西郷隆盛の言葉なんですけれども、公僕もそのような言葉が必要になってくると思います。学力主義、また、競争社会の中から勝ち残った者は、そこあたりが下手をすれば欠落をしてくる可能性がございますから、そのへんを十分関知ができるような採用の仕方というものをどうぞ町長の方にはお願いをいたしたいというふうに考えております。

教育長のご答弁をいただきましたが、教育長の言われた将来の教育の姿というものは、これは、一般的に新しい学習指導要領の中で言われていることなんですね。 学習指導要領の中では、やっぱりゆとりの中で一人ひとりの子供達が生きる力を育成させるという基本的なねらいがうたわれております。その生きる力というものがどういう形で養われてくるかということは、位置付けはしてございますが、これが 学力による問題解決能力なのか、それとも、いろんな経験を踏まえて、いろんな中に入っていくことによる学力とは違う知恵を育て、いろんな多方面に対する能力を発揮させることによる問題解決能力の向上につながるのか、このとらえ方というものは、各地域によって、私は違ってくるものがあるというふうに考えております。

やはり差別問題にしろ、いろんな問題が生じた時においても、一人ひとりの子供を、また、一人ひとりの人間が人が、やはりその問題を解決する強い心を持つと、その強い心を持つためには、それなりの能力が必要であり、それなりの学力が必要になってくると思いますから、それをどうやって育てていくのか、それをどうやって育てる環境をつくっていくのかというのが僕はこの教育委員会の使命であるというふうに考えております。

学校が来年から完全週5日制に変わり、また、総合学習が入っていき、今言われましたとおり、総合学習の時間が小学校3年生以上は週当たり3時間程度、中学校では週当たり2から4時間程度ということでうたわれております。この言葉が限定はされておりませんので、3時間程度と、この程度というものをどのように解釈してくるかというのが非常に今から先の地方教育行政の果たす役割が大きいんだぞという意味であるし、地方行政にこの総合学習の時間は任せますよという、一つは言葉のあれではなかろうかなと思うんですよね。各地方の教育委員会の期待する意味ではないかなというふうに考えておるわけでございます。

学校統合の中でもいろいろと問題提起がありますが、学校統合で意見を言われる 各小学校・中学校のPTAの会長さん方達は、この新しい学校指導要領のいろんな 勉強会、また、いろんな研修会等に指導要領を踏まえて参加されていらっしゃいま すから、学校統合に当たっても、せっかくの機会であるのならば、そのように変わ る環境を反対に逆手にとった形で自分達の教育環境をよくする方向で教育委員会の 方にどんどんと要請をしていこうじゃないかということが一つの条件として出され ているものだというふうに私は考えております。

ですから、先般から言われておる統合をしたメリットと、また、統合をしない場合においての心構えというものを明確にしていっていく必要が僕にはあったものだというふうに考えますが、現在まで、学校統合をしてきた学校については、統合のメリットというのは、学舎が新しくなった程度であり、その学習環境が変わらなかったということが一つはメリットではなかったということで、皆さん方に対する学校統合への啓発の妨げになっているんじゃないかなというふうに考えております。

平成14年完全週5日制になり、総合学習の時間が増やされる、またチームティ

ーチングの制度がますます普及され、実施されていくことにより、個々の個人の学習の仕方についても変化が出てくるというふうに考えております。チームティーチング制度、また、各自治体による個別の教職員の採用制度、それぞれ地方分権の中において、各教育委員会が各自治体の教育委員会がそれぞれ趣向を凝らした環境づくりというものを僕は望まれてくるものだというふうに考えておりますが、ちなみに、東小学校・中学校にしろ、小学校なんですけれども、当初の学校統合の際には、やはり小規模校の不便性、また、いろんな統合することによるスポーツへの参画、参加、または教育の向上等を目指して、統合されていらっしゃるんですけれども、残念なことに目的を達成しなかったために、統合された方達は目的は達成しておりますが、行政的に達成しなかったために、統合された方達は目的は達成しておりますが、行政的に達成しなかったということで、現状維持の教育環境を強いられてしまったと、そのことにより、やはり統合のメリットというものが薄れてしまったというのが、今、騒がれている統合問題の様々な弊害であったと、意見であったというふうに私は考えております。

複式学級にしろ、考え方によっては、以前から何度も私は申し上げておるんですけれども、同じクラスで3、4年生の担任を1人の先生がされて、3年生が先生から教育を受けている間に、4年生はどうせ自習だったんならば、補助教員の授業もよろしいんじゃないかという話をしておりますけれども、その点についても、法的な壁があるというふうに教育委員会の方ではお話がございました。

しかしながら、そこは、町独自の教育方針、教育の姿として、万人を平等に法の下で教育を受けさせるという原点からいたしますと、やはり複式が上に1学年の授業をしている間に、1学年は自習というのは、やはり法の下での平等性を欠く、また、法の下での義務教育という面からいたしましても、教育を受けさせる権利を著しく私は逸脱するものがあると思います。

その責任というものはどこにあるかということは言えませんけれども、私達としては、やはり複式だから、小規模だから、授業を平等に受けることができないというのは僕は矛盾をしているんじゃないかなと、やっぱり皆平等に授業を受けさせてあげてもいいしんじゃないかなと思います。

そういうことを言いますと、統合しているところも統合していないところもと言われますけれども、しかし、当初の目的が複式の解消であったり、また、小規模校の解消であったりするのであるならば、私はやはりその目的だけは達成させてあげる必要が僕は教育委員会にはあったように思います。

今後において、教育の学舎の中での学校教育の仕方について、教育委員会が独自

の教育の方針を打ち出してもいいと思いますけれども、今後について、そのように 法の下で平等に教育を受けることができない、要するに、生徒がいた場合、複式の 解消等について、どのように立ち向かっていかれるのか、当高森町においては、年 々少子化が進んでおりますので、今1校、2校、3校程度複式があるところがある と思うんですけれども、まだまだ増えてくる可能性があると思います。

その点について、小規模学校に対する、また、少子化に対して、教育の環境をどのように変えていかれるのかということを再度お聞きをいたしたいと、そのように考えております。

- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- **〇教育長(佐藤昭也君)** 大変難しいお尋ねでございますけれども、高森町全体を見ましても、児童生徒数というのは、今からよほどのことがない限り増えることはないというふうに統計から見ても考えられるところでございます。

そういった意味から、学校統合ということで、教育委員会、また、議員さんの皆さんのご協力によりまして、学校統合を進めてまいったわけでございますけれども、いろいろな思惑がございまして、統合ができないというところもありますし、統合をしてもいいというところもありますし、今後は、教育委員会としては、やはり総合計画に則るように、上1、小1、中1、下1、小1、中1と基本路線がございますので、これについて進めていなくてはならないというふうに考えております。

今、東小の問題が出ましたけれども、山東地区の方はなかなか合意が至っておりませんので、やはり答申案の中に要望事項として出ておりますことについては、教育委員会としては、今後、積極的に考えていかなくてはならないというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 統合が進まない理由というのが、私なりに分析いたしますと、ホタル来いの歌じゃないんですけれども、こっちの水は甘いよなんですよね、やはり今までよりもマイナスになるか、今と変わらない状況であるのならば、誰でもがやっぱり現状維持を求めるのであるというふうに考えます。統合するならば、統合するなりのメリットというものを僕はちゃんとした形で見せていく必要があるんじゃないかなと、たまたま山東部の方での小学校1、中学校1に対しては、草部については、いろんな諸問題があって統合されなかったということなんですけれど

も、野尻・河原方面は、総合計画に沿った形の統合をされていらっしゃいます。結果的に、草部南部が加わらなかったために、山東部においては、小学校が2、中学校が2という形です。しかしながら、やはり行政の指導に乗った形で統合されておるという野尻・河原地区、草部北部地区の皆さん方に対して、やはり何ら変わらない教育環境を提供するというのは、私は教育委員会の怠慢ではないかなと、そのように考えております。

草部南部地域にまで、野尻・河原・草部北部の方達が統合しなさいよとまでは言っていけないわけですね。これは、行政の使命であります。しかしながら、その使命が怠慢じゃないと思うんですが、その使命を全うできなかったことによって、草部南部地域の方達が東小、東中学校に加わってこれなかった、この責任は何も僕は、野尻・河原・草部北部の皆さん方にあるわけではないと思います。

ですから、結果的に、そう上に2校ずつあるから、ちょっといろいろと無理がありますというのは、私は現在、統合されておる保護者の皆さん方、児童生徒達に対しては、ちょっと厳しい注文ではないかなと考えるわけでございますから、やはり当初の目的どおり、複式を解消するのであるならば、やはり何らかの手段を使って、複式の解消をすべきであると、そのように考えるわけでございますが、中学校あたりでは、新しいカリキュラムができる、その中において、書いてございますが、特色ある学校づくりの推進という中で、小学校も当てはまることなんですよね、複式を解消するためには、必須科目の国語とか算数とか、そういうふうな社会とか、そういうものについては、授業時間40分なり50分なりなんですが、今から先の特色ある学校づくりの中で、その科目によって授業時間を設定をすることが可能になってくるというふうに聞いております。中学校で言えば、英語の時間を1週間に3日間50分ずつとるんじゃなくして、1週間毎日25分ずつ組むと、そのような方法もあると、特に、実験が長くかかる理科に関しては、だいたい50分の授業時間を75分にして、1週間に3日間していたのを2日間にするとか、そのように学校の教育の中の教育の時間の変更も容易になってくるわけです。

そうなりますと、今後、小学校あたりでも複式解消をするための手立てというものは、どんどん出てくるものだというふうに考えております。科目によっては、4年生の授業、国語をやっている時間にじゃあ、25分だけは算数の授業をどこかでしようかとか、社会の授業をどこかでしようかとか、そのようなことをすることによって、私は複式学級の解消というものはできてくるものだと、法律は守るものでもございますが、法律は利用するものでもあるということを学校の現場に長くおら

れた教育長においては、なかなか理解しづらい点があると思いますが、今から先、 教育行政のトップに立つ以上は、法律は利用するものでもあるということを十分学 習をしていただきたいと、そのように考えるわけです。

そうすることによって、住民の皆さん方のご理解が得られるような結果ができると、方向に進むんであるというふうに私は考えておりますから、今後、複式解消について、東小学校あたりどうやっていくのか、方法論があると思いますから、学習を重ねていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど、午前中の質問の中で狂牛病の話でもありましたが、牛肉等を学校給食の中でということでございました。これも今後の地域の教育の中で、地域でできた産物を子供達に食べさせると、そうすることによって、地域に対する愛着心を育てていくという面からすれば、大変いいことであるというふうに思います。

先駆けて、高森産米の米を米飯給食の中で率先して、今、学校給食の中で使わせていただいております。これも一つは米に対する愛着心が薄れておる現代人を、子供達を再度地域の米を食べさせることによって、米に対する依存度を高めていこうじゃないかという手立てであると、これも一つは自家産米を食べさせるということも、高森町の教育の目玉であるというふうに私は思っております。

その意見からいたしますと、これは、昨年か、2年前か、教育委員会の方にもお話をいたしましたけれども、お米を仕込みから炊き上げまでを、できれば、中学校の方では炊飯器を据えて、同じ釜の飯を給食担当が朝から仕込んで食べさせると、今の子供達は家の中においても、家事手伝いをいたしませんから、そういうこともやってはどうかということを話しましたが、検討するというお役所言葉でなかなか実施は見ておりません。そのようなことで、地域の教育、地域独自の教育を目指すのであれば、そこまでこまめなことをやっていただきたいというふうに思っております。

大変職員の教育についても、先ほどから町長の方に質問いたしております。これは、教育委員会の方にも該当すること、教職員にも該当することでございます。経験不足の先生達、いろんな経験を踏まえてこられる校長先生達、若干の意識のギャップがあると思います。使う側からすれば、大変難しいと思います。

しかしながら、それを指導する立場にある以上は、何らかの方法をとって指導する必要が僕にはあると思いますが、教育長におかれまして、今後、地域に応じては、違う学校の教育環境をつくっていかなければならないと思います。平坦地と山東部では教育の環境は違うと思いますが、いかが考えていかれるのか、再度お聞き

いたしたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- ○教育長(佐藤昭也君) まったく10番議員さんの言われるとおりのことだと私も考えております。やはり、本町は、ご覧のとおりの言葉を簡単に言いますならば、田舎町でございます。その良さを子供達に植え付けていかなくてはならないと、今のところ、この高森町におきましても、8校の小中学校がございます。それぞれ地域の実態が異なっておりますし、特徴もございます。そこあたりは、今後、学校と連携をとりながら、この前は、東中学校におきましては、環境教育の研究発表会でEMを使った県指定の発表がございました。やはりそれなりの学校の地域の実態に合った研究がなされております。

そういうふうにして、やはり学校独自で、私達ももちろん働きかけていかなくてはなりません。また、支援していかなくてはなりませんけれども、学校独自で、今、高森小学校の方ではITというようなコンピュータを総合学習の中に取り入れた学習が行われておると思います。そういった意味で、今後はもっと広い目で高森町全体を見て、実態をよく把握して、特色ある学校、開かれた学校をつくっていかなくてはならないと考えております。

ご支援のほど、よろしくお願いしておきたいと思います。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- ○10番(佐伯金也君) 学校独自のいろんな研究、また、教育というものを今から 先、伸ばしていく必要があるということでございます。その点については、私も賛 成でございますし、今後、新しい学習指導要領等を利用させていただいて、逆にこ ちらがそれを逆手に取って、町独自のよそにはまねできない学校教育の環境という ものをつくっていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、教育長にお願いをいたしますのは、学校独自と申しました時には、先生達が誤解される、学校独自というのは、門の中だけで終わってしまうんですね、これが。学校の現場だけで終わってしまうことが往々にしてございます。学校がITをしているとか、環境のいろんな発表をされたと言われるけれども、じゃあ、それはそこの一部の保護者等は加わることができるかもしれませんが、往々にして、学校の現場だけの独自性だけになってしまう恐れがある。しかしながら、今後の学習指導要領の中においては、地域とともにということを絶対に忘れないように、これだけは肝に銘じて、先生方の方に指導をしていただきたいと、学校独自って、学校というところは聖域だと思っておる先生方がいらっしゃる。学校は自分の

聖域であるから、ほかの人達からいろいろと言われる必要はないと言われている先生がいらっしゃるようでございますけれども、今後は、地域で一緒になって育てる学校ではなくてはならないというふうに私は考えておりますし、以前からその考えは変わってもおりません。

ですから、長年、私は阿蘇郡の会長をしておりましたけれども、いつも学校の先生方達とぶつかっております。私は開放しなさい、広く皆とと思って門を開いていても、先生達がそれを拒否をする、だからじゃあ、私達が学校の現場に入っていこうかなと思えば、口をつばまれる、そういう教職員の方達を多く見受けます。

これは、先ほどから町長にも言ったとおり、やっぱりいろんな面に対応し得る能力を持つ職員を雇っていく必要があるというのは、これは、町長だけに言ったんじゃなくして、教育委員会の教育長にも私は言ったつもりでございますから、同じように理解をしていただきたいというふうに考えます。

それと戻りますが、学校独自と言われるのであるならば、やはり東小学校あたりは複式の解消、複式の解消じゃなくして、小規模クラスの編成というものを僕は考えていいものだと思う。何人以下は複式とかいう法律があると思いますが、決まりがあると思いますが、私は、高森町の教育というものは、何人学級でもいいと思うんです。東小学校・中学校については、5人学級でいたします、6人制の学級でいたしますという、僕は新たな制度を設けても、僕はいいんじゃないかなと、要するに、小チームによるクラス編成をされてもいいと、あくまでも学年での編成が基本でございますが、グループ教室の設定等も僕はできると、グループによる教育ができるものだというふうに僕は考えております。

そうすれば、当然、皆でする授業については、複式制度で1人の先生が統一して教えられても結構ですが、国語・算数・理科・社会などについては、グループ制の教育をされても僕はいいんじゃないかなと、グループ教育というものも僕は考えていく必要がある、グループ別の学習というものも、僕は東小学校においては該当してくるものだというふうに思います。20人、25人のクラスの教室での学習ではなくして、5人、6人でのグループ学習というものも僕は取り入れて、高森町独自の方法を外に出していってもいいような気がいたしますけれども、これについては、教育長、いろんな条例、法令等があると思いますが、いかがなものか、後ほどご答弁をいただきたいというふうに考えますし、今議会中に出ております高森小学校の調査設計の委託料につきましても、質疑の際には、建てて、何十年も経っておるか、25年以上経っているからというふうにお話をされました。高森中学校の耐

久度測定の時には、確か30年ぐらいを過ぎた時点で耐久度の検査に入ったと思います。

高森小学校の場合は、まだ、建てまして25年、やがて30年ぐらいになると思うんですけれども、その程度でございますから、まだまだ難しいものがあると思います。統合に向かって、いろんな条件をクリアするために、このような予算を組まれたものだというふうに考えますが、先に池田小学校の殺人事件等があった際にも、やはり安全性、門から誰が入ってきているかわからない、このような学校に統合して、生徒数を増やしても、子供の安全性は守れますかという意見を出させていただきました。ただ、先生達の職員室の配置を変えるだけの予算であるならば、そは必要ないと考えておりますので、併せてご答弁をお願いします。

〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。

○教育長(佐藤昭也君) 複式解消のために、いろんなアイデアを出されて、私もそういうことを考えたことがございます。今、文部省・県の方、もちろん私達もそうですけれども、能動型教育というのが非常に盛んに進められております。これは、グループ学習を主体とした自分達で考え、自分達で判断して、自分達で行うという勉強のやり方でございます。

このことから考えると、異学年との能動型・グループ学習というのを使いながら やっていく方法もあるなと確かに考えました。また、町独自の考えで学級定員数を というような話でございますけれども、これは、ご存じのとおり、文部省の学級編 成の枠がございまして、それを到達しなければ、どうしても複式と、県費職員をや らないということになっております。複式解消は、児童数が規定よりも増えなくて は、単式にはなりませんので、その中には、今、私達が意見交換をしておりますよ うに、町費の職員を入れて、TTというような形で実際やっていかなくてはならな いというふうに思っております。

しかし、学校の校長先生の裁量によっては、いろんな学級の組み合わせはできる んじゃないかなと、校内の裁量ではできるんじゃないかなと、私は判断いたしてお ります。

それから、学校の危機管理でございますけれども、今、本町に8校ありますけれども、どこも安全だというような学校はないです。しかし、地域住民の方々、先生方、子供達と、いろんな対策を考えて、危機管理に対応しているところでございます。

高森小学校の場合も、管理棟を向こうに移しただけで管理ができるかというご質

問でございますけれども、私は今までよりか、職員室が運動場側に変わるわけでは ございませんけれども、常駐の先生を置きまして、校庭の方を監視していただくと いうふうな考えで、危機管理の方には対応していきたいというふうに考えておりま す。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 質問の回数が大変多くなりますけれども、議長、よろしいでしょうか。

ご許可をいただきましたので、教育長の方に再度、申し上げます。複式の解消については、今、言われたとおり、複式の制度自体できた時にいろいろな法律、いろんな規則がございますから、それを遵守していかれるものだと考えますが、学校統合する時点で、複式解消、小規模校の解消とか、行政側のいろんな財政上の問題点を提起して、やっぱり統合されておる人達に対しては、町が単独でもいいから予算を組むなりして、複数の教師で授業を行うような形で、複式の学級については、2人の先生達で授業を行い、1人が正規な授業を行っている間に、グループ学習の時間ということで、あと、補助教員が授業を持つような方法も私はとれるというふうに考えております。

ですから、それを十分考えていただいて、自分が困るのがいやだから、こういう制度は取り入れない、こういうのは利用しないんじゃなくして、やはり子供達がこうすれば喜ぶから、保護者がこうすれば喜ぶから、じゃあ、1回ぐらい自分がいろいろな面において指摘を県から受けても、それに対しては、町の現状を訴えて、ちゃんと私が壁になりますからというぐらいの心構えを教育長、持っておかないと、自分だけのことを考えてやっておると、地域の皆さん方はどんどんあなた方に対しての不満を募らせてくるんじゃないかなというふうに私は心配をいたしますので、その点について、十分考えていただきたい。

それと、高森小学校の職員室を運動場側にもし寄せたとした時に、運動場側から 入ってこられた人達に対する管理はできるでしょうが、じゃあ、今度はまた、表隠 して裏がどうなるかということでですね、じゃあ、体育館の方はどうなるんだと、 現状でも体育館に入ってくる人間は職員室から見えませんし、運動場側から入って くる人間も高森小学校においては管理もできません。あそこはあえて言うんだった ら、病院か何かなら最高だったろうなという建物でございます。

ですからこそ、現在の安全性、総合学習、地域と一緒になった教育というものを

目指すためには、あそこじゃちょっと無理があるんじゃないかなというのを提起しながら、学校統合の中で意見を述べてきたつもりでございます。

それと、やはり上色見・下色見校区の皆さん方もそのあたりを十分考えられて、 今まで上色見と下色見の校区の皆さん方は地域で学校を育てていらっしゃる。各学 校の上色見・下色見の運動会を見てみるとわかる。高森小学校は、保護者と学校の 生徒児童達との運動会、上色見と下色見の小学校は、学校あげて地域の運動会、そ こが違うんですね。ですから、安全性、安全性と言われるけれども、上色見小学校 ・下色見小学校とかにおいては、地域の人達が先生以外の不審な人物が学校の周り をうろうろしていると、先生以外ということですぐ識別が付きまして、学校側に通 報されるか、また、いろんな形で防御線を張られたりするんです。ところが、高森 小学校の先生方は、横町地域の皆さん方の目の前にじゃあ二十何人の先生達をずら っと並べる、その中に上色見・下色見の先生方も一緒に加わっていただいて並んで いただく、そして、横町の住民の方達に高森小学校の先生はどの方ですか、わかり ますかと言った時に、どの程度、横町の皆様方が高森小学校の先生ですということ を識別されるかどうか、その点も私は疑問だと思うんですね。非常に便利が悪いん です。地域の中を、やはり地域の人達と話ながらでも入っていける環境ではない、 その中において、いかにして安全性を確保し、危険を免れるような対応をすること ができるかということは、やはり不便なところに学校がありますと、そこあたりが 私は非常に危ないんじゃないかなというふうに考えております。これは、私だけの 考えかもしれませんけれども、私は、以下のように考えております。

それで、教育長の方にこれはもうあまり長くなりますといけませんけれども、今一番の懸案であります学校統合で、いろいろと各校区から統合に向かっての注文、ご意見等が出されておりました。まずは、南部においても、校区制の撤廃等がありますが、その点については、私は当初の学校統合の意見というものを遵守をいたしたい、どうしても山東部1校、小学校1校、中学校1校であり、平坦地も小学校1校、中学校1校であると、これがまとまった教育により進んだ教育環境の設立であり、また、町独自の教育環境の建設である、ですから、私はこれは、絶対に守っていかなければならないと思います。

しかしながら、中身についてが見えないと、私はこれはとん挫してしまうと思います。 能書きだけでは絶対ダメだと思います。 中身がいかがなものかと、現在、東小学校・中学校においても、統合したメリットをどのように出されるのか、今度、 高森が 3 校が 1 校になった場合においても、統合したメリットというものをどのよ

うに出されるのかというのを最後にお聞きをいたしたいと、そのように考えております。

- 〇議長(児玉國廣君) 教育長 佐藤昭也君。
- ○教育長(佐藤昭也君) もし、上1、小1、下1、小1、中1ということになりますれば、教育委員会としては、いつも申しておりますように、支援が今までより以上にできるんじゃないかと思います。そのほか、子供達も学習面においても、やはりある程度の児童生徒数の中で学習をしていくということは、いろんな面で効果があるというふうに考えております。そのほか、いろいろなメリットにつきましては、私の方では、児童生徒のみのことについては、理解できますけれども、そのほかのことにつきましては、考えてはいかなくてはなりませんけれども、私の範囲外ではないかなというふうに考えております。ご理解ください。
- 〇議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君。
- **〇10番(佐伯金也君)** 長時間にわたりまして、質問をご許可をいただきました。議 長に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、今まで2点、大枠で質問をいたしましたけれども、何やら消化不良の部分もあったかというふうに考えます。学校統合については、支援が今まで以上にできるようになるということでございますが、先行的に学校統合をしておる東小学校・中学校の生徒児童に対して、また、地域の人達に対して、そういうことが胸を張って言えるのかどうか、再度、野尻の方面に、草部方面に行って、草部北部の地域の方に行って、今まで以上に支援をしますということを、教育長の方では発表をしていただきたいと、それに対して、先行的に統合されていらっしゃる野尻・河原・尾下・草部北部地域の方達がどのように反応をされるか、肌で感じていただきたいというふうに考えます。

平坦地の高森・色見・上色見校区においては、支援が今まで以上に、また、子供達の学習面でのメリットということ、それぞれいろいろと諸々というふうに話をされましたけども、要は、やはりメリットというものが明らかにされない限りには、校区民の人達は行政に対する不安はぬぐい去ることができない、教育行政に対する不信感はぬぐい去ることができないというふうに思います。

一部の方達だけの理解を全体の理解だというふうな誤解を持って、統合に先行的 に発言をされていくことは非常な危険が伴いますと、また、メリット、いろいろな 教育行政についても、ちゃんとした今後の教育に対する心構えと姿についてのビジョンというものを持っていないと、いざ、肩書き倒れ、能書き倒れという批判を私

はかうというふうに思っております。

教育長においては、支援が今まで以上にできるということでございますので、その言葉を草部北部と野尻・河原・尾下地域の皆様方に再度報告をしていただき、そのあとに草部南部地域の校区の人達にその経過の報告を踏まえてやっていただくと、そして、上色見・下色見・高森校区の皆様方には、それなりのビジョンというものをちゃんとつくっていただき、また、学校の安全面についても、十分考えて、研究された上で、話し合いに入っていただきたいと、一部の方達の賛成意見だけを鵜呑みにするような統合の仕方については、私は断固として、前回も申し上げましたとおり、反対を貫かさせていただきたいと、そのように考えておりますので、どうぞ、気合いの入った末端からの周知徹底、啓発活動というものをやっていただきたい、総合計画には絶対反対いたしませんけれども、しかし、能書き倒れであるならば、最初から反対をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、この質問を終わりたいと思います。

本当に今日は、議長、何度も質問させていただきましたけれども、ご許可、本当にありがとうございました。お世話になりました。

- ○議長(児玉國廣君) 最後に教育長の決意のほどをお願いいたします。教育長 佐藤昭也君。
- ○教育長(佐藤昭也君) 統合をされている学校については、何とか、要望が出ているとおりのようなことを実施していきたいというふうに考えておりますし、今後、統合が進められていく中で、統合をされるところの学校につきましても、いろんな事情を聞きながら、町当局と相談を申し上げ、納得がいくような努力を続けてまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご協力をよろしくお願いをしておきたいと思います。
- ○議長(児玉國廣君) 10番 佐伯金也君の質問を終わります。 これで、一般質問は終了いたしました。

-----**君**) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議長(児玉國廣君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これで散会いたします。お疲れ様でございました。

散会 午後2時25分

12月14日(金)(第4日)

平成13年第4回高森町議会定例会(第4号)

平成13年12月14日 午後 1時05分開議 於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第2 特別委員長報告について
- 2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1	番	野	中	謙	三	君	2	番	甲	斐	廣	或	君
3	番	後	藤	和	昭	君	4	番	甲	斐	正	_	君
5	番	藤	本	正	_	君	6	番	相	馬	俊	行	君
7	番	三	森	義	高	君	8	番	佐村	酋見	誓	香	君
9	番	古	澤	豊	喜	君	1 0	番	佐	伯	金	也	君
1 1	番	杉	永	竹	範	君	1 2	番	甲	斐		裁	君
1 3	番	後	藤	英	範	君	1 4	番	児	玉	或	廣	君

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	今	村	博	信	君	収 入 役	有	働	和	幸	君
教 育 長	佐	藤	昭	也	君	総 務 課 長	岩	下	生	人	君
総務審議員 兼草部出張所長	14-	伯	秀	和	君	企画観光課長	村	上	源	喜	君
住民生活課長	後	藤	秀	希	君	保健福祉課長	岩	下	昭	久	君
税務課長	岩	下	光	廣	君	農林振興課長	廣	木	富	八	君
建設課長	渡	辺	哲	郎	君	水資源対策課長	芹	口	誓	彰	君
高森中央出張所長	桐	原	_	紀	君	野尻出張所長	住	吉	五.	夫	君
収入役室長	岩	下	健	治	君	教委事務局長	Щ	村	将	護	君
監査事務局長	[sp]	南	哲	也	君	行 政 係 長	甲	斐	敏	文	君

財 政 係 長 河 崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開議 午後1時05分

○議長(児玉國廣君) これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決

○議長(児玉國廣君) 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決を議題といたします。

議案第48号 高森町情報公開条例の制定について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第48号、高森町情報公開条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長藤本正一君。
- ○総務常任委員長(藤本正一君) 議案第48号、総務常任委員会に付託されました議 案第48号、高森町情報公開条例の制定についての審議の結果をご報告を申し上げ ます。

12月11日午後より第3、第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と総務課長並びに担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号、高森町情報公開 条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 〇議長(児玉國廣君) 議案第49号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。
- ○総務常任委員長(藤本正一君) 総務常任委員会に付託されました議案第49号、高 森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審議の結果をご 報告申し上げます。

12月11日午後より第3、第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と総 務課長並びに担当係長の出席のもとに、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全 員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

〇議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号、高森町一般職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決 されました。 ----

○議長(児玉國廣君) お諮りいたします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。しばらく休憩に入ります。

-----休憩 午後1時10分

再開 午後2時25分

○議長(児玉國廣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第50号 平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第50号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。初めに、総務常任委員長 藤本正一君。
- 〇総務常任委員長(藤本正一君) 総務常任委員会に付託されました議案第50号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について、審議の結果をご報告を申し上げます。

12月11日午後より、第3、第4委員会室おきまして、総務常任委員全員と各担当課長及び担当係長の出席のもとに、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- ○議長(児玉國廣君) 建設経済常任委員長 相馬俊行君。
- **〇建設経済常任委員長(相馬俊行君)** 建設経済常任委員会に付託されました議案第5 0号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)について、報告をいたします。

12月11日午後1時より、庁議室において、建設課長、各係長、農林振興課長、各係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受けまして、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 〇議長(児玉國廣君) 文教厚生常任委員長 三森義高君。
- 〇文教厚生常任委員長(三森義高君) 7番 三森です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、平成13年度高森町一般会計補正予算(案)については、12月11日、13日、全委員出席のもと、第1委員会室において、教育長、関係各課の事務局長、担当課長、係長による詳細なる説明を受けた。特に、款9教育費、項2の小学校費の節13委託料550万円については、説明資料不十分のため、再度委員会を開催し、詳細にわたり説明を受け、慎重審議いたしましたけれども、款9教育費、項2小学校費の節13委託料550万円についてのみ、一時凍結、それ以外については原案どおり可ということに決しました。

特に、協議事項といたしましては、1、エレベーター施工においては利用者の利便性を考慮に入れ、設置場所等の選定を慎重に協議されるよう、また、2につきまして、教育委員会においては、上色見・色見小学校の一日も早い統合へ向けた努力をするよう各委員さんから要望されましたことを付け加え、報告を終わります。

○議長(児玉國廣君) 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号、平成13年度高 森町一般会計補正予算(案)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案)について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第51号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正 予算(案)については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告 を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。
- ○総務常任委員長(藤本正一君) 総務常任委員会に付託されました議案第51号、平

成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算(案)について、審議の結果をご 報告を申し上げます。

12月11日午後より、第3、第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と 税務課長並びに担当係長出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員 異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異 議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号、平成13年度高 森町国民健康保険特別会計補正予算(案)については、委員長の報告のとおり可決 されました。

議案第52号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第52号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算 (案)については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告 を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。
- 〇文教厚生常任委員長(三森義高君) 7番 三森です。

文教厚生常任委員会に付託されておりました議案第52号、平成13年度高森町 介護保険特別会計補正予算(案)については、12月11日午後、第1委員会室に おいて、全委員出席のもと、担当課長、係長の詳細にわたる説明を受け、慎重審議 の結果、原案どおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第53号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正 予算(案)については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の 報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。
- **○建設経済常任委員長(相馬俊行君)** 建設経済常任委員会に付託されました議案第5 3号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)について、報告を いたします。

12月11日午後より、庁議室において、担当課長、係長それぞれ出席を求め、 常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全 員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(案)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号 町道の路線廃止について

- O議長(児玉國廣君) 議案第54号、町道の路線廃止については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相 馬俊行君。
- **〇建設経済常任委員長(相馬俊行君)** 建設経済常任委員会に付託されました議案第5 4号、町道の路線廃止について、報告をいたします。

12月11日午後より、庁議室、及び町道の現場において、担当課長、係長それ ぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受けまして、 慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をしました。 報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号、町道の路線廃止 については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号 町道の路線廃止について

- ○議長(児玉國廣君) 議案第55号、町道の路線変更については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。
- **〇建設経済常任委員長(相馬俊行君)** 建設経済常任委員会に付託されました議案第5 5号、町道の路線変更について、報告をいたします。

12月11日午後より、庁議室において、担当課長、係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受けまして、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

〇議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号、町道の路線変更 については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号 町道の路線認定について

- O議長(児玉國廣君) 議案第56号、町道の路線認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相 馬俊行君。
- **〇建設経済常任委員長(相馬俊行君)** 建設経済常任委員会に付託されました議案第56号、町道の路線認定について、報告をいたします。

12月11日午後より、庁議室において、建設課長、係長それぞれ出席を求め、 常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全

員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。 報告終わります。

〇議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号、町道の路線認定 については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 特別委員長報告

- ○議長(児玉國廣君) 日程第2 特別委員長報告を議題といたします。
 企業誘致特別委員長の報告を求めます。企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。
- **〇企業誘致特別委員長(古澤豊喜君)** 9番 古澤でございます。

9月定例議会以後の企業誘致特別委員会の活動報告状況をご報告申し上げます。 工業団地企業連絡協議会のレクリエーション大会が12月8日、高森小学校体育 館において開催されました。その後、休暇村において懇親会を行いました。昨年に 引き続き、2回目の開催であり、従業員の親睦が図られましたので、今後とも連続 していきたいというふうに考えております。

以上、報告申し上げます。

- ○議長(児玉國廣君) 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別 委員長 藤本正一君。
- ○交通総合対策特別委員長(藤本正一君) 交通総合対策特別委員会における協議内容について、報告を申し上げます。

平成13年12月14日午前10時から第3、第4委員室におきまして、委員全員と総務課長・建設課長・保健福祉課長・保健福祉課長補佐・教育長・教育委員会

事務局長・企画観光課長・企画係長並びに担当者の出席のもと、委員会を開催をいたしましたところでございます。

事務局の方から第2回以降の委員会の経過にについて報告が行われましたあとに、町内の全世帯を対象にし実施した路線バスに関するアンケート調査の結果について説明が行われました。今回のアンケート調査は、今後の路線バスや福祉バス運行対策の検討を行い、町民生活におけるバス利便性の向上と福祉増進を図るという目的のもとに実施されたものでありますけれども、回答率は大変低く44%であったとお聞きいたしております。その調査結果によりますと、「バスを利用している」と答えられた方は全体の40%に過ぎず、非常に厳しい状態にあることが判明をいたしました。このことから、今後のバス対策の方向性を考える上で、最も重要な課題であり、免許人口の増加を考えますと、バス利用者の減少傾向は今後とも続くものと予想されるところでございます。

今回の調査から判断されることは、まず、第1点として、アンケートの回収率が50%以下であったことに加え、バス利用者が全体の40%と低率であり、今後利用者の増加は期待できないこと、第2点は、バスの乗車率が年々減少していることも合わせ、ダイヤの改正の要望もあり、バス事業者と運行ダイヤの見直し協議を行い、生活路線バスとしての利便性の向上を図る必要があること、第3点は、それぞれの地域における乗車率の向上は期待できないものの、既存バス路線の存続要望が高く、今後、路線バスとして維持確保する必要があること、第4点は、路線バスの運行が行われていない地域における福祉バスとの運行要望も高いことから、社会福祉協議会所有のマイクロバスの利用を図るために、具体的な運行計画が必要であること、以上でございます。

また、蘇陽町におけるバス運行に件につきましては、12月6日に開催されました地方バス対策ブロック会議におきまして、教育・福祉バスの運行が表明されました。これは、蘇陽町が平成14年4月1日から単独でバスを運行するというものでありまして、その実施に伴い、バス事業者への補助金がカットされた場合、本町における馬見原線、津留線、多々野線に対する財政負担が生じることでございます。

なお、このような状態から蘇陽町といたしましては、補助金については、白紙の 状態からブロック協議会での再検討をお願いすると回答であったことを報告を受け ました。

委員会といたましては、本町のバス路線及び財政に与える問題であり、今後の展開を注意深く見守っていきたいと考えております。

さらに、福祉バスの運行につきましては、65歳以上の高齢者であって、一般の 交通機関を利用することが困難な方、あるいは、60歳以上の高齢者の方であっ て、下肢が不自由な方に対して、外出支援サービス事業を14年1月1日から実施 するということでございます。

福祉バスにつきましては、日常の生活は自立しているものの、医療機関などを利用しておられる方々を対象として、町内を5ブロックに分け、中央出張所、温泉館、朋遊館などへの移動手段としてマイクロバスを利用した運行を14年4月1日 実施に向け、検討することの案が提示されております。

今回の調査結果並びに蘇陽町の動向を踏まえ、委員会といたしましては、今後の バス運行対策の基本方針について、次のとおり確認をいたしました。

今後の財政負担を考えた場合、基本的に新規路線の開拓は行わず、現在、路線バスの見直しを含め、維持確保を図る。バス事業者との路線バス運行ダイヤなどを見直し協議を行う。福祉バスの運行につきましては、14年4月1日の運行開始を目標に検討を図り、具体的な運行計画を作成するということでございます。また、竹田線につきましては、福祉バスとの関係から、その存続も含め、運行を見直しを図る。それから、高森中学校のスクールバス運行につきましては、14年度も試行を継続するということでございます。

以上の点を確認いたしました。具体的な計画案につきましては、執行部におかれまして、調整協議を行い、次回特別委員会で協議を行うということにしております。

以上、報告終わります。

- ○議長(児玉國廣君) 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楢見誓香君。
- ○議会広報特別委員長(佐楢見誓香君) 議会広報特別委員会の活動報告をいたします。

平成13年10月12日午前10時より、全員、「きずな」第8号に関する第1回委員会を、第4委員会室で行っております。内容といたしましては、企画、原稿分担。

次に、10月24日午前10時より、全員、内容といたしましては、第2回広報 委員会、原稿締切、写真収集、原稿読み合わせとなっております。

同じく10月29日午後6時30分より、これは欠席者1名です。内容といたしましては、第3回広報委員会、原稿読み合わせ、レイアウトとなっております。

- 11月6日午後2時から、正副委員長、内容といたしましては、県町村議長会主催の議会広報研修会に出席をしております。
- 11月12日10時から、正副委員長、内容といたしましては、「きずな」8号校正、仮印刷発注となっております。

それから、11月19日午後1時から、正副委員長、「きずな」第8号、最終校 正、印刷発注となっております。

これによりまして、11月28日、「きずな」第8号を発行しております。 これで、報告終わります。

- ○議長(児玉國廣君) 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別 委員長 佐伯金也君。
- **〇町村合併検討特別委員長(佐伯金也君)** 町村合併検討特別委員会の活動を報告をいたしたいと思います。

町村合併検討につきましては、いろいろと各町村、また、振興局を含め、会議・協議会等が行われております。その中で、当町議会の町村合併検討特別委員会の活動でございますけれども、10月22日、11月22日、第1回、第2回の委員会を開催をいたしております。その際におきましては、1名の議員さん病欠でございました。そのあとに、12月6日の日に各南阿蘇6カ町村の特別委員会の正副委員長、それに各議長さん、それに阿蘇振興局長、振興調整室長、以下職員の皆さん方、出席のもとで、今後の町村合併に対しましての課題ということで、説明会等、会議をいたしました。

その内容におきましては、以前、11月20日に町長・議長をもとに会議がひられた内容を報告を受け、その際に、合併特例法の期限であります平成17年3月を目途に、より具体的な検討を行うために、大枠の枠組みというものをつくるべきということが提案され、南阿蘇の6カ町村のAパターンを基本とした合併を検討する必要があるという報告を受けました。その際にも、特別の委員会の正副委員長、議長の会議の際にもその事柄について意見の統一が図られまして、その際、12月6日の日の会議におきましては、今後、南部6カ町村の特別委員会においても、その方向で進もうではないかという意見で、帰ったわけでございます。

それを受けまして、今議会中、12月10日の日に本会議終了後、第3回の特別委員会、全議員さん出席のもとに6日の日の話の内容、会議の内容を報告をいたしまして、協議をいたしました。当町議会、当特別委員会においても、県が出されておりました南部6カ町村を基本とするAパターンを基本に、任意協議会を設立する

ようにがんばろうという意見で統一をいたしております。そのためには、本年度中にタイムスケジュールといたしましては、本年度中に任意協議会の設立を町部局で発議をするのか、また議会から発議をするのか、その件も踏まえ、執行部側と十分協議をすると、議会においても、今年度中に勉強会、研修会等を十分専門家を呼んで、聞きながら前に進ませていくということでございます。

今後におきましても、いろいろと皆様方、ご多忙の中においても、高森町の将来のために町村合併をどうとらえていくかということを十分勉強してまいりたいと思いますので、どうぞご協力をいただきたいというふうに思いますし、町部局、執行部におかれましても、様々な町村合併に係る会議・研修会等が行われると思いますので、お互いで意見のやり取りをしながら、よりよい住民サービスの向上を目指して、将来の町の姿を考えながら、いい方向で町民の皆様方に迷惑のかからない方向でいい結論が出るようにがんばっていただきたいと、また、議会としても、今後、特別委員会を柱により一層の勉強をしていくということで、話し合いをまとめておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

これで、特別委員長の報告を終わりたいと思います。以上です。

○議長(児玉國廣君) 以上で、特別委員長の報告を終わります。

	_		
 	-()-	 	

○議長(児玉國廣君) これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、企業誘致につきまして は企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会 に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併につきましては町村 合併検討特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありません か。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別 委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会、町村合併検討特別委員会 にそれぞれ付託することに決定いたしました。

) — -	 	

○議長(児玉國廣君) 会議を閉じます。

平成13年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録平成13年第4回定例会

平成13年12月発行

発行人 高森町議会議長 児 玉 國 廣編集人 高森町議会事務局長 色 見 隆 夫作 成 株式会社アクセス 電話 (096)372-1041

高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168 電 話 (09676)2-1111